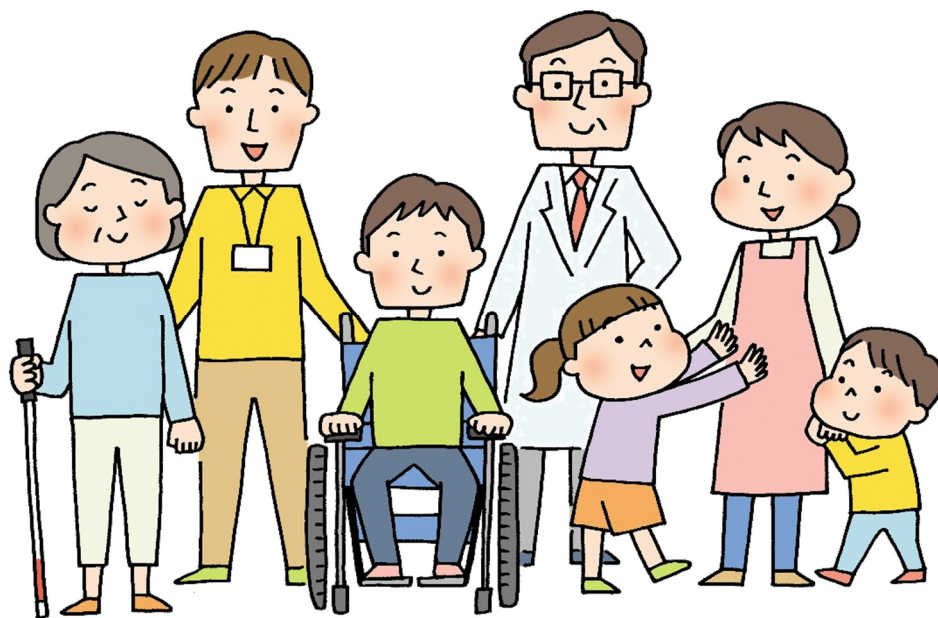


# 竜王町地域福祉計画

## 竜王町地域福祉活動計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王



令和5年（2023年）3月

滋賀県 竜王町

社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会





## はじめに

近年、個人を支えてきた血縁（家族とのつながり）、地縁（地域とのつながり）、社縁（会社とのつながり）の3つの縁との接点がない孤立・孤独状態に陥りやすい社会情勢となってきました。

さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会の局面に突入し、支える側が減少し、支えられる側が増加することが見込まれます。

このような背景の中、このたび、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とする「竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。



今回、地域福祉の領域において、行政が担うべき公助の責務を中心に記載する「地域福祉計画」、社会福祉協議会が、住民とともに共助の推進を図る「地域福祉活動計画」の両計画を一体的に策定しております。

一体的な策定をすすめていく過程の中で、行政、社会福祉協議会の役割の明確化、または連携の強化について、両者が再確認したところであります。

また、本計画では、少子高齢化、人口減少社会に対応すべく、2つの視点を入れております。1点目は、新たな協力者とのつながりづくりを推進し、地域全体を支えていく視点、2点目は、今ある地域の強みを最大限に活かしていく視点であります。

2つの視点を合わせた例として、昼間人口の多さを活かした企業の見守りの協力や、町外に住んでいる親族、いわゆる近居者の多さを活かし、企業や近居者と地域住民との連携をコーディネートすることを進めてまいります。

地域福祉は、地域に住んでいるすべての人が、地域社会と接点を持ち、地域や一人ひとりの強みを活かしながら、安心して暮らせることを推し進めるものであります。

本計画には、基本理念として“みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王”を掲げております。

基本理念を実現するために、住民同士のお互い様の支えあいをはじめ、企業などの竜王町に接点のある方々の協力、行政の公助としての責務の遂行など、全ての社会資源を組み合わせた ALL 竜王の体制を整備すべく、全力で臨んでいく所存であります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りご尽力いただいた竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの町民ならびに自治会の皆様に、心から厚く御礼申し上げます。

令和5年（2023年）3月

竜王町長 西 田 秀 治

近年、人口構造などの変化で社会の支え手の減少が進み、地域福祉を推進する基盤が縮小している現状も見られ、地域社会のあり方や福祉活動のあり方が大きな転換期に入り、竜王町においても孤立、孤独に陥りやすい状況になっています。

特に、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済、社会生活へ大きな影響を及ぼし、人と人との直接的なつながりを阻害し、生活困窮や孤立など福祉課題が増加してきました。



本会では、これまでから「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」をめざして、地域福祉活動計画を策定し、住民主体、官民協働の福祉のまちづくりに取り組んできました。

今回、社会状況や環境の変化の中で、第4期となる竜王町地域福祉活動計画を策定しました。今回の計画は、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を確認し合い、連携をより強化するため、行政計画である「竜王町地域福祉計画」と一体的に策定しました。

竜王町では、自治会ごとに福祉委員会が組織され、身近な地域の福祉課題に沿った住民主体の地域福祉活動が行われています。計画の基本理念である『みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王』を実現するため、その強みを活かして取り組みを進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました地域や自治会の皆さまに感謝申し上げますとともにご指導いただきました竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員長、関西学院大学の藤井博志先生をはじめ、ご意見、ご議論いただきました策定委員会の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和5年（2023年）3月

社会福祉法人竜王町社会福祉協議会  
会長 勝見 久男



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 各主体の役割 .....	3
4. 計画策定の背景 .....	4
5. 計画の策定体制 .....	10
6. 計画の期間 .....	10
第2章 竜王町の現状と課題 .....	11
1. 地域福祉における今後の課題 .....	11
2. 課題を解決するための本町の強み .....	13
第3章 計画のめざすところ .....	15
1. 計画の基本理念 .....	15
2. 竜王町における圏域や担い手の考え方 .....	16
3. 計画の基本目標 .....	17
4. 計画の体系 .....	18
5. 重点プロジェクト .....	19
6. 包括的な支援体制と重点プロジェクトの関係性 .....	22
第4章 目標の実現に向けた取組の展開 .....	23
基本目標1  であいとわかちあいで風土づくり .....	23
基本目標2  お互い様の支えあいで仕組みづくり .....	28
基本目標3  多機関の重なりあいで体制づくり .....	35
第5章 竜王町成年後見制度利用促進基本計画 .....	42
1. 計画の基本的事項 .....	42
2. 現状と課題 .....	43
3. 今後の取組 .....	44
第6章 竜王町再犯防止推進計画 .....	45
1. 計画の基本的事項 .....	45
2. 現状と課題 .....	46
3. 今後の取組 .....	46
第7章 計画の推進にあたって .....	47
1. 計画の進行管理 .....	47
資料編 .....	49





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

近年、町内において人口減少、少子高齢化、世帯あたりの人員数の減少が進んでおります。それにより、今まで支えあいの基盤となっていた家族、自治会機能の低下が想定されます。

こうした状況の中、住民同士の支えあい、市民活動の推進、企業の社会的貢献、近居者の協力など様々な共助の組み合わせによる支えあいがますます必要となってきます。

また、行政として、上記の支えあいの推進のための基盤づくりを進めるとともに、生きづらさや不安を抱える人を受け止める体制の構築が求められています。

「竜王町地域福祉計画・竜王町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」といいます。）は、地域福祉の推進に具体的に取り組むため、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものです。行政の公助の責務と社会福祉協議会の共助の推進を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。

## 2. 計画の位置づけ

### （1）法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 4 条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」と、同法第 109 条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を協働して一体的に策定します。

前回の計画から引き続き、共助の推進を計画に掲げるとともに、同法第 106 条の 3 にかかる『包括的な支援体制の整備』の実現に向けて、公助の責務を明確化し、適切な進行管理のもと推進していきます。

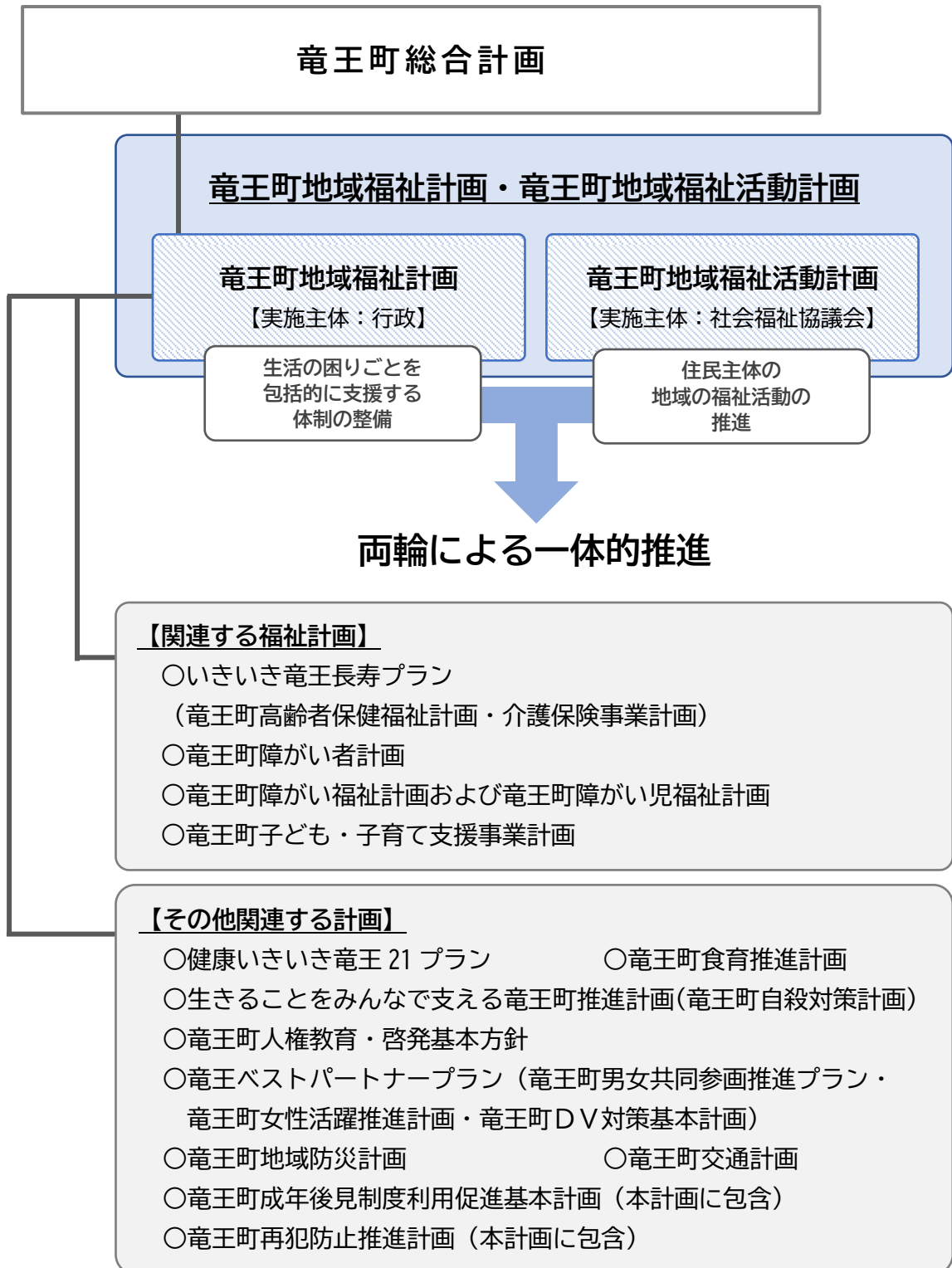
また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わりの深い計画として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

## (2) 竜王町のまちづくりにおける位置づけ

本計画のうち、「竜王町地域福祉計画」は、生活の困りごとを包括的に支援するための体制を整備することに主眼を置いています。

また、「竜王町総合計画」を上位計画として位置づけているほか、関連する福祉分野の計画における上位計画として、分野横断的な支援の方針を示すものです。

「竜王町地域福祉活動計画」は、住民主体の地域の福祉活動の推進に主眼を置いており、竜王町社会福祉協議会による主導のもと、地域福祉推進のための活動方策について示すものです。



### 3. 各主体の役割

---

#### (1) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、協議体として地域福祉活動への参加の場としての役割があり、住民同士の活動やボランティア活動の推進の役割を担っています。

また、関係団体、企業や行政等とネットワークを構築し、地域福祉を推進する団体として、地域の福祉ニーズへの支援や福祉のまちづくりを竜王町に関わる人、団体とともに進めています。

今回の地域福祉活動計画は、竜王町の策定する地域福祉計画と協働して策定し、この計画においては、地域で活動に取り組む支援団体とネットワークをつくり、地域の福祉ニーズの解決に向けて取組を進めます。

また、高齢化、人口減少等の変化を踏まえ、福祉委員会活動等の地縁組織とテーマ型等の組織が協働できるよう活動を進め、包括的な支援体制整備を民間の立場から推進する役割を担っています。

#### (2) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして施策を効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割を担っています。

本町は、他の自治体と比較すると、多くの相談業務を直営で実施しています。さらに、小規模な自治体の特性を活かし、住民の身近な相談先として多様な困りごとを受け止める機関であることが求められています。

また、個別のケースから地域課題を見出し、既存の分野横断的な視点で施策を展開し、包括的な支援体制の整備を具現化する役割を担っています。

#### (3) 住民や地域団体、ボランティア、NPO、事業所等の役割

今までの親族、近隣同士、自治会を軸とした支えあいを大切にしつつ、住民一人ひとりが孤立しない地域づくりに向けて取組を広げていくことが必要となってきます。

また、そのためには個人や地域の強み等を活かしながら、地域に関わりを持っていくことが重要となります。

その他にも、ボランティア、NPO等の多様な担い手と既存の地縁的な取組が接点を持つなどの新たな活動が求められています。

福祉を担う事業所は、地域の一員として、住民との相互の支えあいの中で、地域に密着した運営が期待されます。また、福祉分野以外の民間企業に対しても、企業が保有している人材、資源、ノウハウ等を活かしながら、地域との接点が増えていくことが期待されます。

以上のような取組が主体的に実施できるように社会福祉協議会及び行政が後押しを行います。

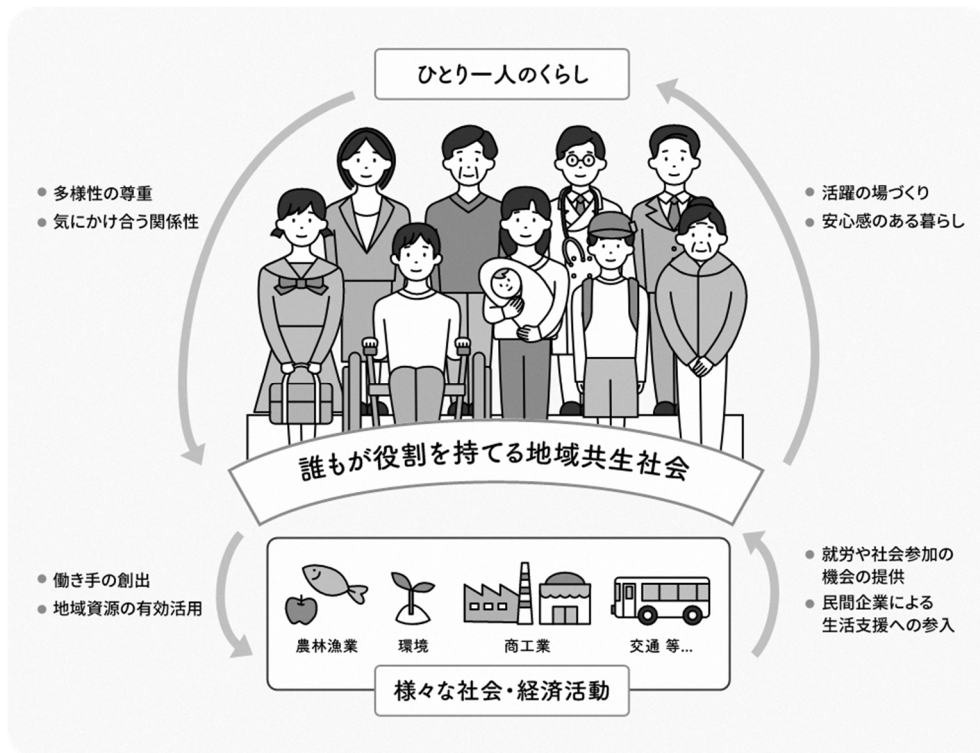
## 4. 計画策定の背景

### (1) 「地域共生社会」の実現に向けた国の考え方

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題や制度の狭間など）の存在をはじめ、社会的孤立や社会的排除への対応、地域の「つながり」の弱まり等の様々な問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが、「地域共生社会」を実現するために重要となっています。

#### ■「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

### (2) 「地域共生社会」の実現に向けた竜王町の考え方

本町は、比較的小規模な自治体の強みを活かして、顔の見える関係を基盤に住民相互の支えあい、官民協働による支援体制の構築を進めています。地域や地域住民、地域に関わる人に愛着や関心を持って、社会的性差、世代、居住地等の属性を超えてつながり続け、お互い様のもと支えあう地域をめざしています。

### (3) 社会福祉法の改正について

平成 29 年（2017 年）6 月に、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備のために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律により社会福祉法の一部が改正されました。

#### 平成 29 年改正社会福祉法の概要

##### 1 地域福祉推進の理念を規定

○支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨を明記

##### 2 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、支援関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 3 地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける

さらに、令和元年（2019 年）12 月に国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめで示された方向性を基に、令和 2 年（2020 年）6 月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。

#### 令和 2 年改正社会福祉法の概要

##### ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。

○各事業が相互に重なりあいながら、市町村全体の体制として本人に寄り添う継続的な伴走支援や多機関協働による支援を実施する。

## (4)「重層的支援体制整備事業」との関連性について

### 包括的な支援体制の整備

平成 29 年（2017 年）に成立した改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備することが努力義務として位置づけられました。それに伴い、市町村は具体的な取組を進めていくことが求められるようになりました。

本計画に、具体的な取組やその進行管理などを位置づけて、包括的な支援体制の整備を図ります。

また、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめは以下の通りです。

#### <提言内容>

市町村における包括的な支援体制の構築を推進するための3つの視点

- ①「断らない相談支援」
- ②「参加支援」
- ③「地域づくりに向けた支援」

これを受け、令和3年（2021年）4月に施行された改正社会福祉法により、下記の「重層的支援体制整備事業」が包括的な支援体制の整備を推進するための制度として創設されました。

竜王町では、令和4年度（2022年度）より重層的支援体制整備事業を本格実施しております。

なお、竜王町では、重層的支援体制整備事業について、包括的な支援体制の整備を推進するための法的根拠、財源などの原動力に位置づけています。

#### 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、これまでの福祉制度や政策の中で、困難や生きづらさを抱えるすべての人びとのための仕組みです。

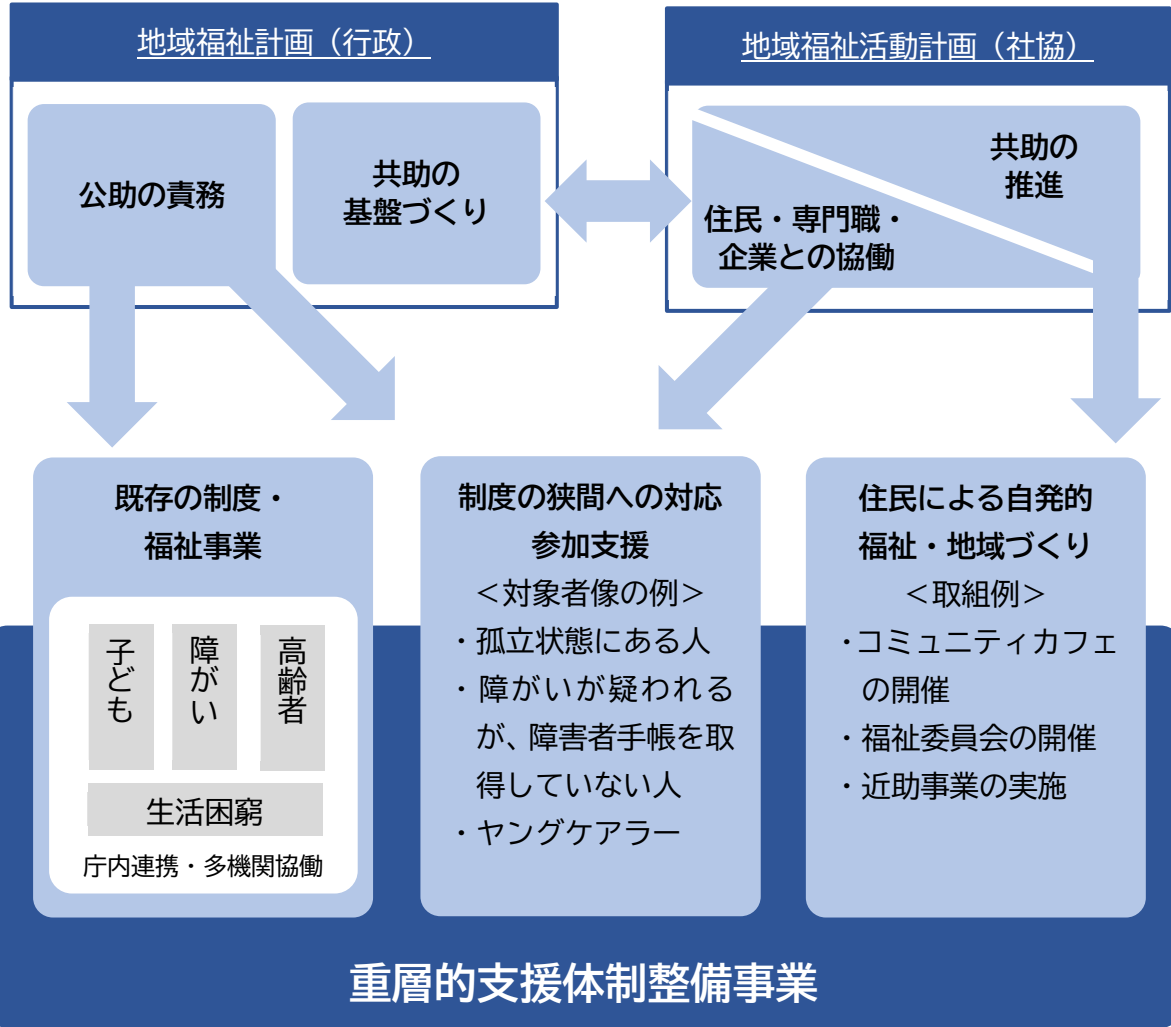
具体的には、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を支援の柱とします。これらの支援をより効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。

■地域福祉計画と重層的支援体制整備事業の関係性

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

包括的な支援体制の具現化

それぞれの役割の明確化



## (5)「持続可能な開発目標」(SDGs)について

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、平成 27 年 (2015 年) に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本町の最上位計画である「第6次竜王町総合計画」においても、目標達成に積極的に寄与していくことが掲げられていることから、福祉分野の上位計画である本計画においても、その実現を見据えて取組を進めていくものとします。

### ■関連するSDGsのゴール



#### 目標1【貧困をなくそう】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標5【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



#### 目標10【人や国の不平等をなくそう】

国内および各国家間の不平等を是正する



#### 目標11【住み続けられるまちづくりを】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



#### 目標16【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### 目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## (6) 滋賀県における動向

「滋賀県地域福祉支援計画」は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間として策定されました。

社会的孤立・社会的排除の深刻化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、地域福祉を取り巻く情勢の大きな変化を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町の取組を支援するとともに、複合・複雑化する地域生活課題に気づき、その解決に向けた実践に取り組む福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図るための取組を進めています。

### 滋賀県地域福祉支援計画(令和3年度～令和7年度)

#### **基本方針Ⅰ**

##### **地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進**

- (1) 複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等
- (2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成
- (4) ユニバーサルデザインの推進

#### **基本方針Ⅱ**

##### **支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進**

- (1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進
- (2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築
- (3) 災害時要配慮者の避難支援の推進
- (4) 利用者の権利擁護
- (5) 苦情解決の仕組み
- (6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保
- (7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進
- (8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

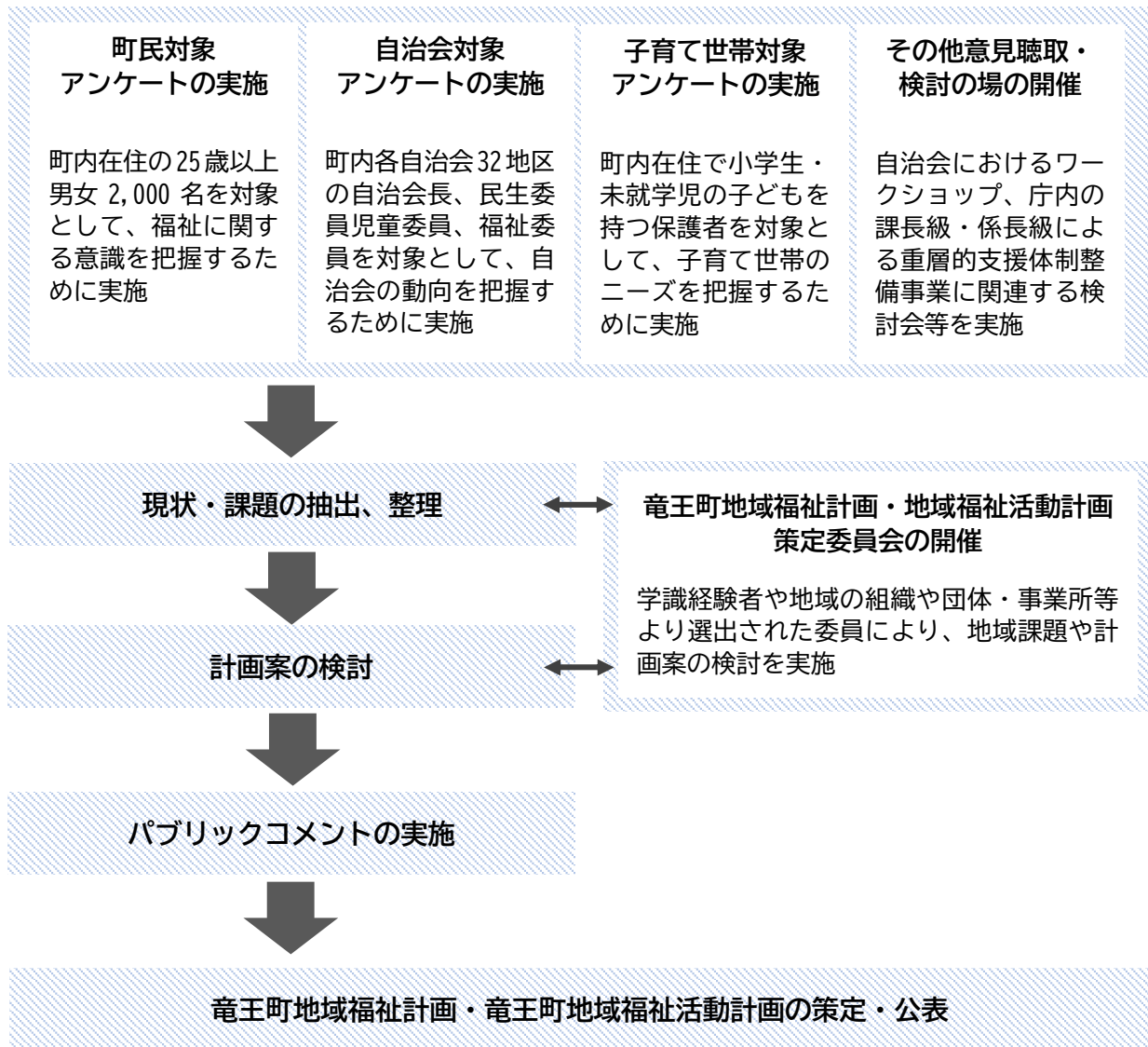
#### **基本方針Ⅲ**

##### **教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進**

- (1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり
- (2) 専門職の確保・育成・定着
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成

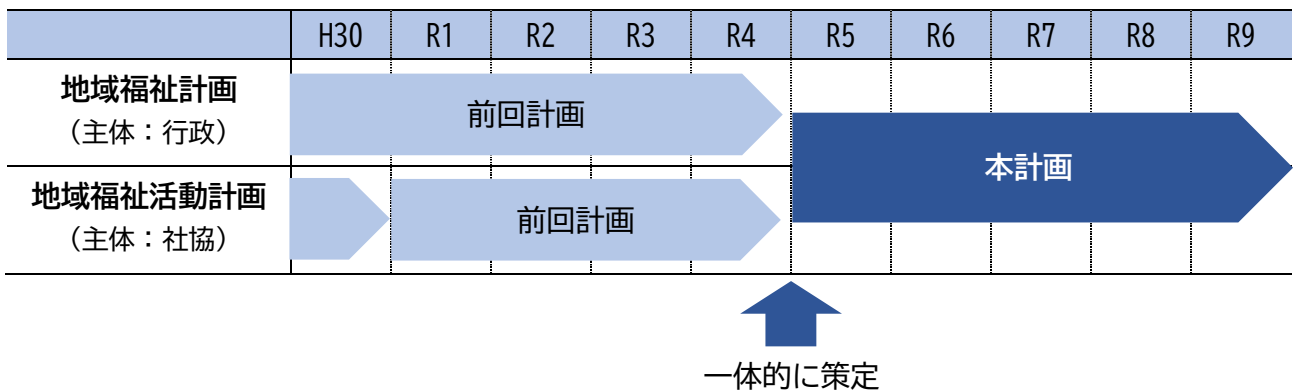
## 5. 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。



## 6. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。



## 第2章 竜王町の現状と課題

### 1. 地域福祉における今後の課題

(1) 人口構造の変化が続いているため、将来に向けて対応していく必要があります。

統計データ	<ul style="list-style-type: none"><li>▼令和2年（2020年）時点の総人口は11,789人で、高齢化率は28.2%となっています。総人口の減少と高齢者の増加は今後も継続する見込みです。</li><li>▼今後は特に、85歳以上人口の増加が急速に進む見込みです。</li><li>▼各年代の総人口に占める割合を国や県と比較すると、本町は60～70歳代前半の割合が高く、40～50歳代前半の割合が低くなっています。今から20年後には、75歳以上の割合が高く、20～40歳代の割合が低くなることが予測されています。</li></ul>
-------	---

(2) 世帯構造の変化により、家族が担ってきた支えあいの機能が低下している可能性があります。

統計データ	<ul style="list-style-type: none"><li>▼人口減少が進む一方で世帯数は増加しており、世帯あたりの人員数が少なくなっています。</li><li>▼高齢者の増加に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯も増加しています。高齢単身世帯は、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の5年間で約2倍に増加しています。</li></ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>▼病気の時や災害時など、いざという時に助けてくれる人が近くにいるかどうかについて、8割近くの方が「いる」と回答しています。</li></ul>

(3) 地域のつながりが希薄になっており、孤立する可能性の高い方が増えているため、困りごとをすくいあげられる仕組みを構築する必要があります。

統計データ	<ul style="list-style-type: none"><li>▼単身世帯の増加および高齢単身世帯の増加が進んでいます。</li></ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>▼全体の約3割がご近所づきあいをあまりしていないと回答しています。</li><li>▼特に一人暮らしの場合に近所づきあいの希薄化が顕著で、約4割があまりしていないと回答しています。</li><li>▼ご近所との関わりが希薄な場合、支援が必要な場合でも、地域の中で自身の情報をあまり知られたくないという回答傾向がみられます。</li><li>▼一方で、ご近所との関わりが希薄な場合、行政や社協など、公的機関による支援を求める回答傾向もみられます。</li></ul>

(4) 町全体の高齢化に伴い、地域活動に様々な人が関わる環境づくりが必要となっています。

アンケート	<p>▼地域活動等の参加状況については、若い世代ほど参加していないという回答が多くなる傾向がみられ、特に、20歳代は約6割、30歳代は約4割の方が参加していないと回答しています。</p> <p>▼地域活動等に参加できない理由としては、仕事や家事・育児のために時間がないという回答が特に多くなっています。</p>
-------	---

(5) 複合的な課題を抱える方に対して、分野横断的に対応できる体制を整える必要があります。

統計データ	<p>▼要介護認定者数は令和2年（2020年）時点で573人、認定率は17.4%となっています。今後も継続して増加する見込みで、特に重度（要介護3以上）の人数が急速に増加する見込みとなっています。</p> <p>▼ひきこもり者数は、全国調査による出現率や民生委員児童委員が回答した調査から約50人と想定されます。</p> <p>▼生活保護被保護世帯率の割合は全国平均より低いですが、生活保護制度だけではなく、制度外の支援も必要な世帯が多くあります。</p>
アンケート	<p>▼生活の困りごとを所得段階別で見ると、所得が低くなるにつれて健康や介護、住まいや就労など、様々な困りごとを抱えている割合が高くなっています。</p>

(6) 自治会同士の連携やまち全体での協力、他のまちとの協力など、より広いつながりの視点を持って地域福祉を進めていくことが求められます。

統計データ	<p>▼近隣市に人口集中地区が点在しています。</p>
アンケート	<p>▼自治会において継続して福祉活動を進めていくために、全体の4割が近隣自治会との連携を進めたい、3割が町全体の自治会が一体となった形で進めたいと回答しています。</p>

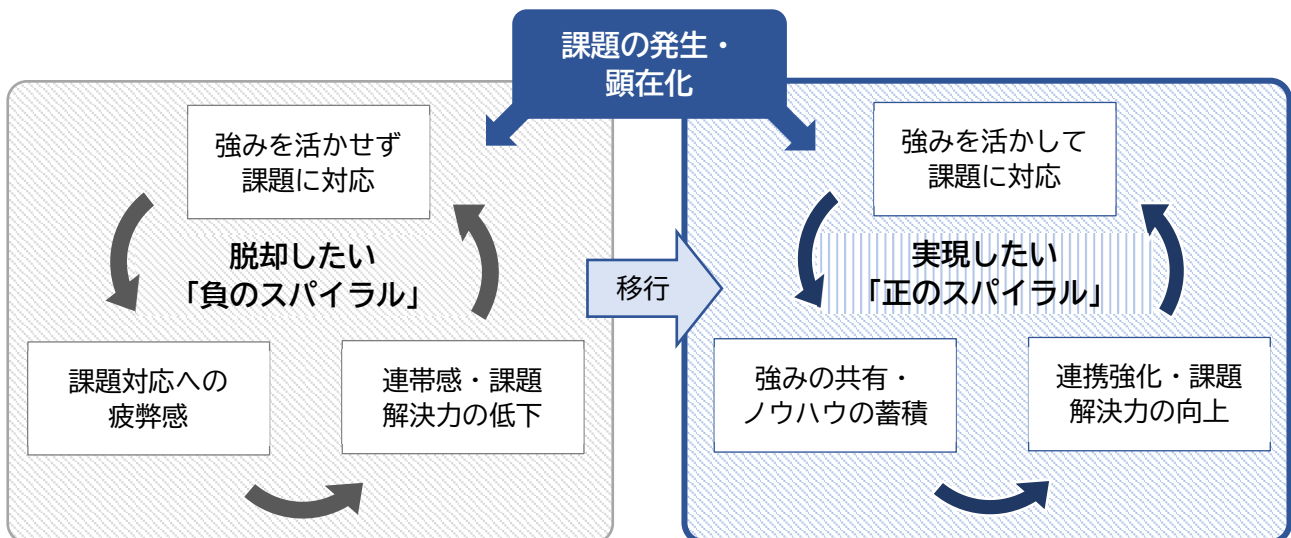
## 2. 課題を解決するための本町の強み

### (1) 課題に対応するための「強み」について

人口減少と少子高齢化が進行する昨今の社会情勢より、将来への不安が大きくなるとともに、新たに発生した問題に対して悲観的になることが懸念されます。

そのような中で、今後も活力あるまちづくりを展開していくためには、まちが有する「強み」を活かしながら課題に対応していく考え方が重要となります。

#### ■実現したい「強みを活かした正のスパイラル」のイメージ



### (2) 竜王町の持つ「強み」

本町には、以下のような強みがあると考えられます。計画の推進にあたっては、これらの強みを活かした取組を進めていくことが重要となります。

#### ①人口構造

- 5歳きざみの人口比率は、5～9歳、10歳代、20歳代前半にかけて全国平均より高い。また、60歳代も全国平均より高い
  - ➔10歳代のエネルギー、60歳代のセカンドキャリアを活かすチャンスがある
- 後期高齢者率が全国平均より低く、重度の要介護者の割合が低い
- 一人暮らし高齢者率が全国平均より低い
  - ➔現時点で支援を必要とする人が少なく、十分な準備ができる

## ②人の往来

- 町周辺に人口集中地区（市街地）が点在しており、地理的にアクセスしやすい
  - ➡近隣市から働き手、担い手の確保がしやすい、近隣市に近居の親族が比較的多くおり、町外からの協力が得やすい
- 名神高速道路をはじめ、物流の拠点であり、企業の操業率が高い
  - ➡昼夜間人口比率が高く、人口以上の人の往来がある

## ③住民性

- 人口規模が小さく、顔の見える関係をつくりやすい
- 持ち家率が高く、資産形成の中で住まいの保障がなされている
- 高齢者の就労率が県内でも高く、勤勉性が高い
- 生活保護被保護世帯率が全国平均より少ない
  - ➡絶対的貧困層の割合が少ない

## ④住民自治

- 惣村を起源とした自治会があり、自主的に運営に取り組んでいる
- 自治会等の地域単位での活動に参画したことがある住民が多い
- 多くの自治会で集いの場を運営している

## ⑤気候・自然

- 数ある自然の脅威の中でも、他の市町村に比べて、豪雪、津波のリスクが低い
  - ➡台風による大雨や地震による災害を中心に対策を考えやすい

## ⑥専門職・専門機関

- 高齢分野のグループホームのように、小規模で地域密着型の施設が多い
- 家庭医をめざす医師の養成を請け負う診療所や、比較的若い職員が働く障がい者作業所など、学びややりがいをモットーに人材を確保している事業所がある
- 自治体域が中学校区のため、専門職間の顔の見える関係がつくりやすい

# 第3章 計画のめざすところ

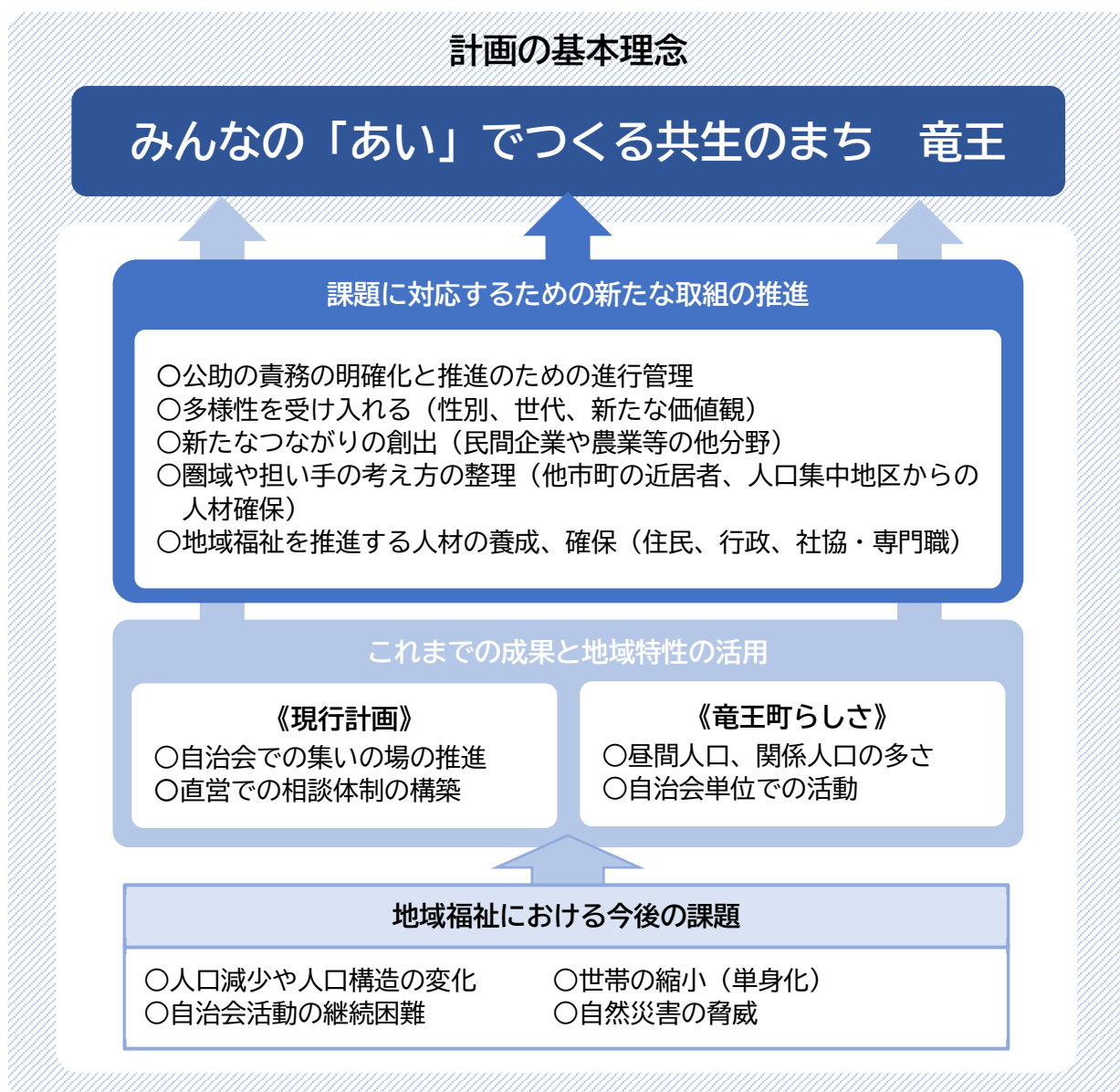
## 1. 計画の基本理念

本町ではこれまで、「みんなの『あい』でつくる 福祉のまち竜王」を基本理念として、様々な「あい」であふれるまちの実現をめざして地域福祉計画および地域福祉活動計画を推進してきました。

この度新たに策定した本計画では、本町がこれまでも計画の推進を通じて大切にしてきた、地域への愛着、思いやり等のみんなの「あい」を一層育んでいくことを推進します。それに加えて、社会的性差、世代、居住地等の属性を超えて、ともに支えあう“お互い様”を基本とした地域づくりを進めていきます。

そして、すべての人が社会との接点を持ち、地域や一人ひとりの強みを活かしながら、安心して暮らせる地域社会を実現するため、『みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王』を新たな基本理念として掲げます。

### ■基本理念の構成イメージ



## 2. 竜王町における圏域や担い手の考え方

地域福祉の効果的な推進のためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供から自治会等の住民による見守り活動等といった、各圏域に応じた推進体制を整備することが必要です。

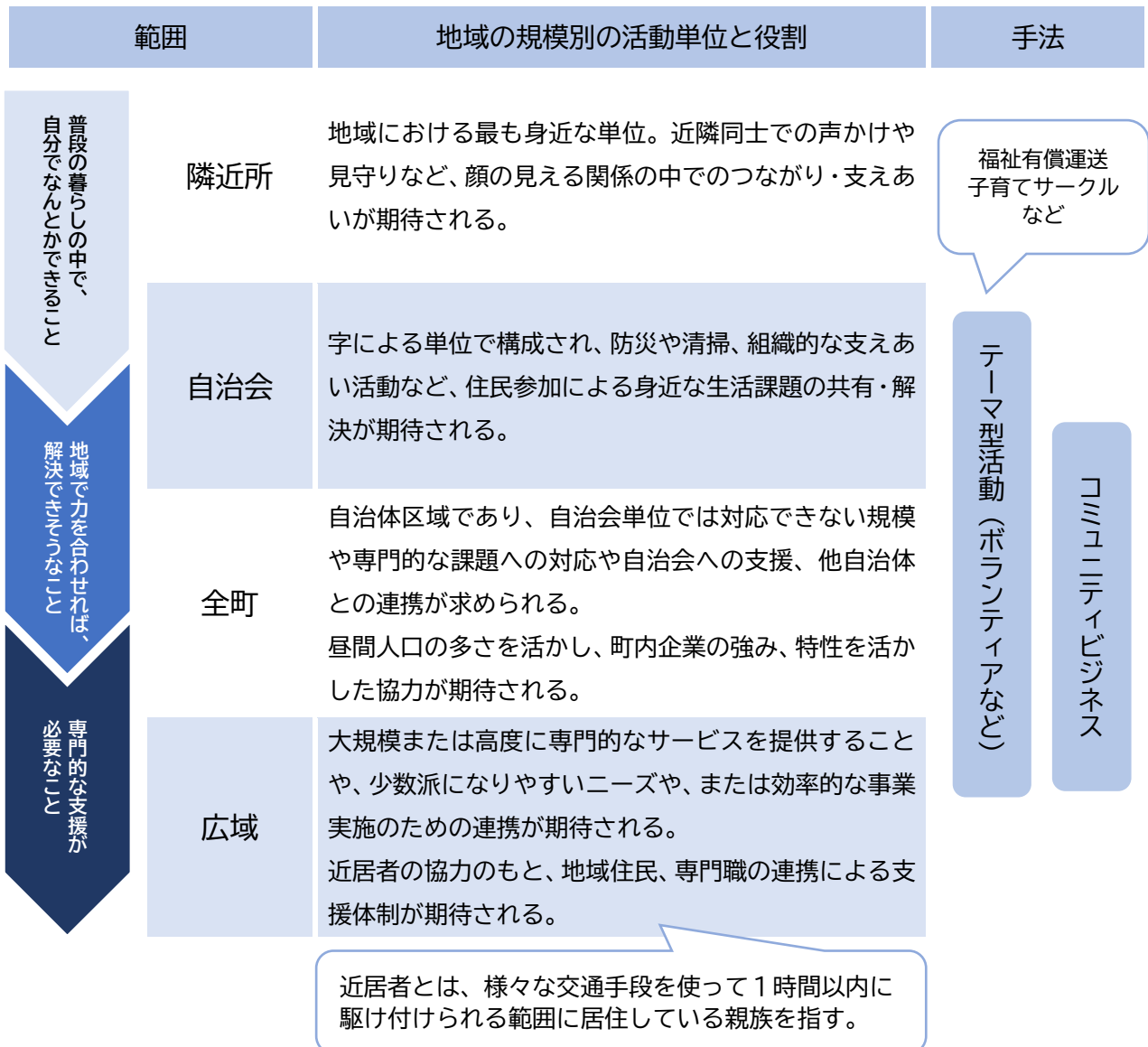
本町は、自治体域（町域）が一つの中学校区である小規模な自治体です。また、32地区ある自治会は、現在まで惣村の歴史をつむいでいる自治会と新興住宅地の自治会に大別され、それぞれの規模等に合わせた住民自治に取り組んでいます。

自治会域を超えて、関心や得意分野から展開するテーマ型の地域活動や NPO 法人等による市民活動については、地縁型の活動と連携、補完しあいながら展開していくことが期待されます。

コミュニティビジネスという就労、いきがい、持続可能性を追求した手法も期待されます。

また、近居者、町外から町内に働きに来ている人等の往来も踏まえて、竜王町に接点のある人の協力を得る体制がますます必要となってきます。

### ■ 竜王町における圏域の整理





### 3. 計画の基本目標

---

基本理念の実現に向け、以下の基本目標を掲げます。

今回の計画では、基本理念に掲げている「～しあい（お互い様）」という意味の“あい”を基本目標の中に組み入れています。

#### 基本目標1

#### であいとわかちあいで風土づくり

---

誰もが地域社会の中で多様な価値観をわかちあい、支えあう、共生の考え方が風土となるよう、人権問題や男女共同参画の課題、様々な特性や属性の人に対する理解を深めるための取組を進めます。

また、新たな風を吹かせる人と郷土に暮らす人など、様々な人や団体が織りなすネットワーク構築のための出会いづくり、つながりづくりを進めます。

#### 基本目標2

#### お互い様の支えあいで仕組みづくり

---

住民同士、関係者同士が顔の見える関係になり、困ったときには気軽に相談でき、支えあいにつながるよう、集いの場等の居場所をつくとともに、同じ悩みを抱える人同士や世代間の交流を深め、お互い様の絆づくりを進めます。

また、独居高齢者や地域との接点が少なく埋もれやすい人への声かけ、見守り等の小地域福祉活動等を通して、普段からの関係性構築から、いざという時にも支えあうことのできる地域づくりを進めます。

#### 基本目標3

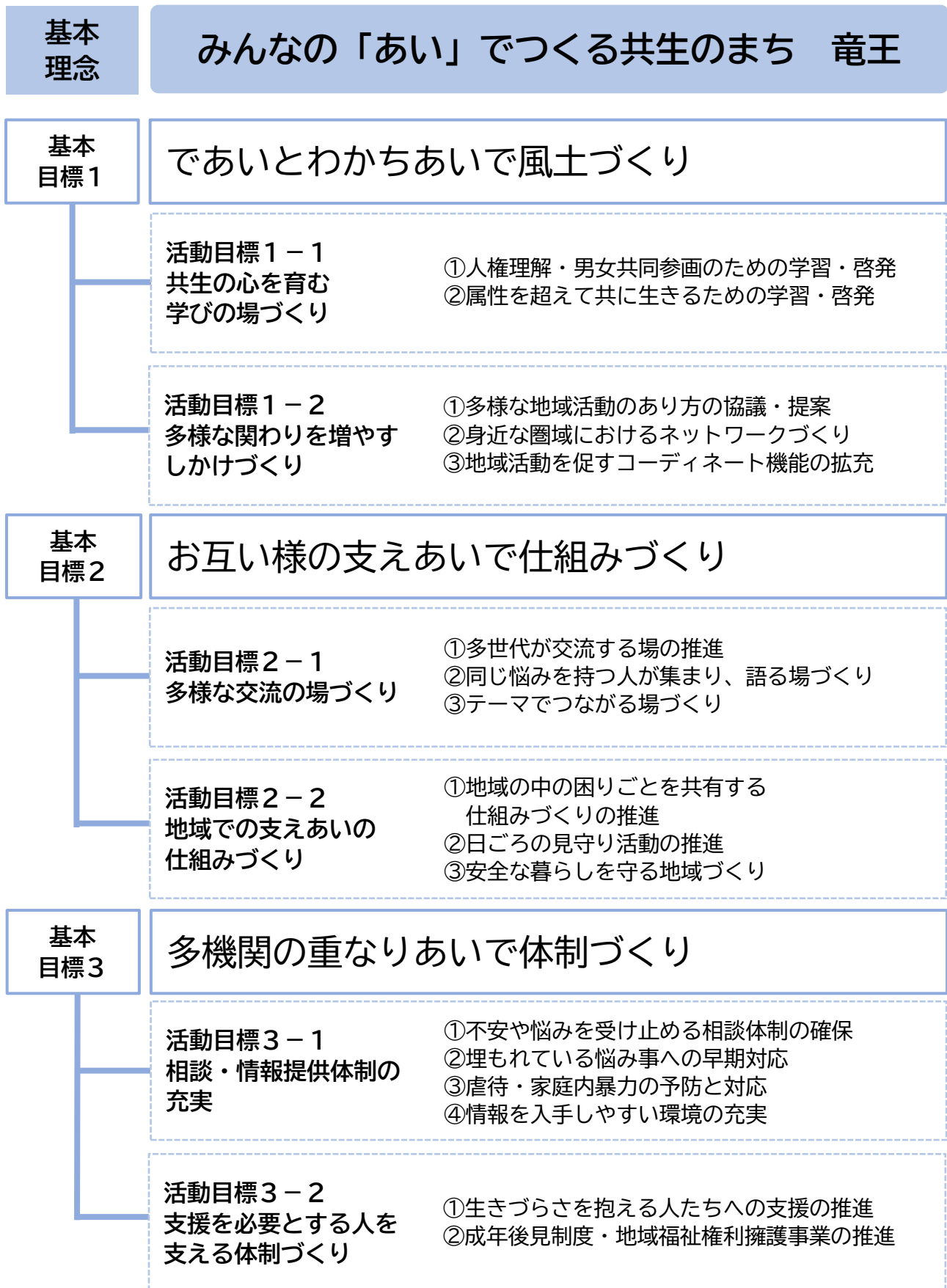
#### 多機関の重なりあいで体制づくり

---

住み慣れた地域で必要な支援を活用してその人らしく生活できるように、また本人の意思を尊重しつつ、様々な分野の課題を丸ごと受け止めることができるように、行政、多職種が重なりあい、支えあいのネットワーク、総合相談体制づくりを進めます。

また、社会との接点が少ない人や身寄りの協力が得られにくい人に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりが地域で役割や生きがいを感じられる社会参加の場のコーディネートを行います。

## 4. 計画の体系



## 5. 重点プロジェクト

基本目標や活動目標を横断して進めていくべきテーマや、本計画において重点的に進めることで効果が見出しやすい取組を本計画の重点プロジェクトとして位置づけます。

また、重点プロジェクトは重層的支援体制整備事業のような施策と関連性が高く、複数のプログラムの集合体としてとらえ、進行管理を行います。

### (1) 多様な主体が混ざりあうプラットフォームの創造

住民、関係団体、専門職、企業等の多様な主体や多世代が、暮らしの中や業務の中で感じている課題を解決するという共通の目的のもと、柔軟につながり混ざりあう協働の場を設けます。

また、そこから参加者同士の新たなつながりや展開を生むためのしかけを考えていきます。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ALL 竜王見守りあいプロジェクトの開催</li> <li>○コミュニティビジネスの展開を検討する場の設置</li> <li>○フードドライブを活用したネットワークづくり</li> <li>○専門職間の勉強会、交流会の場を活用した異文化交流や参加者の拡大 など</li> </ul>
--------	---

### ■プラットフォームの一覧

		範囲		
		自治会	町域	広域
目的	同志の交流		町内社福法人連絡会	
	生活困窮	福祉関係3者交流		【新規】再犯防止ネットワーク
	見守り	【新規】気かけあう会議	【新規】ALL 竜王見守りあいプロジェクト	フードドライブ事業
	災害	近助事業		【新規】災害時の団体・企業とのネットワーク

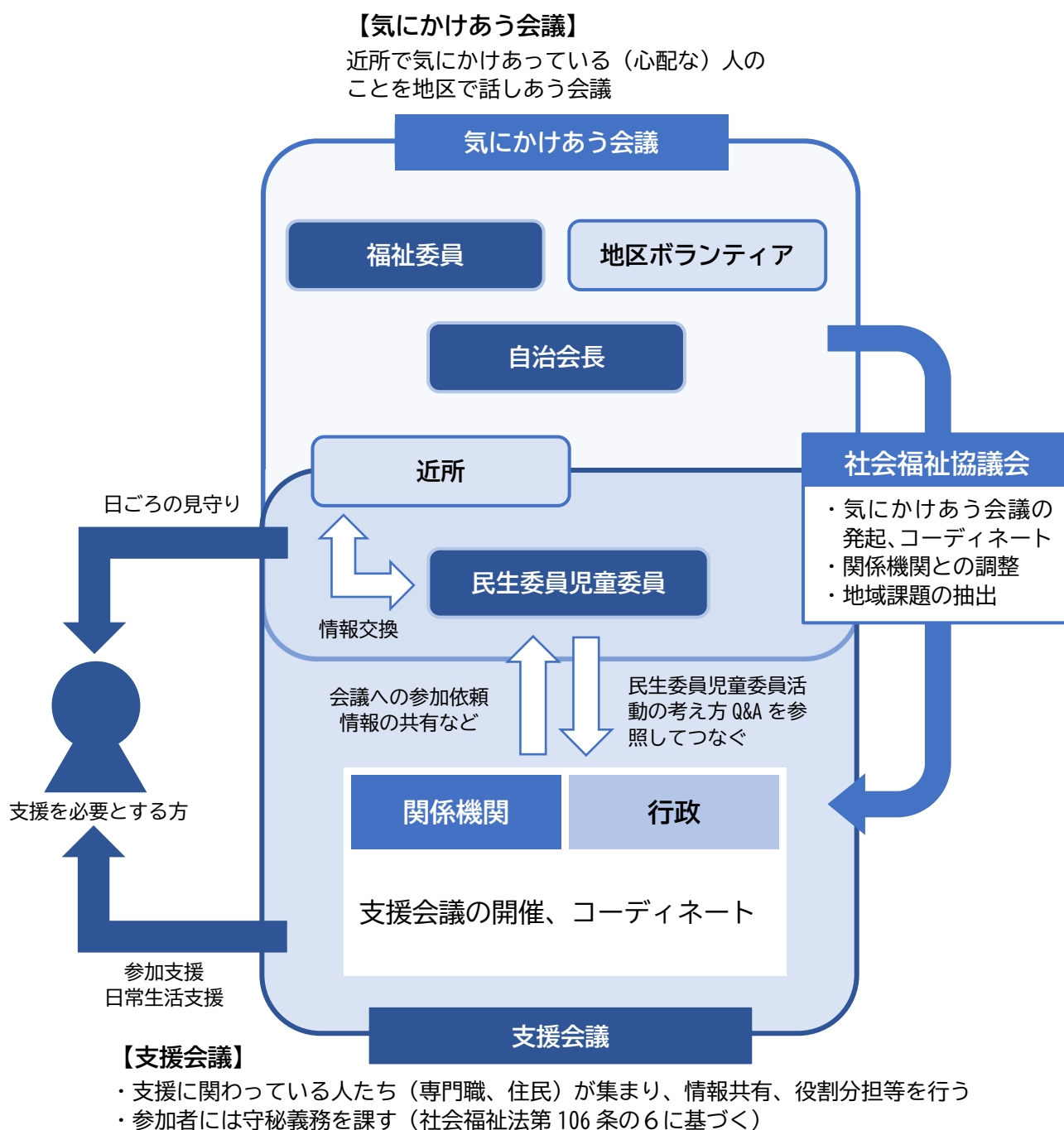
## (2) 地域の「気かけあう」と専門機関をつむぎあう連携体制の構築

地域住民の日ごろの見守りから気かけあっていること、これからの地域の気になることを地域内で共有し、話しあう場を設けるとともに、気になる課題を支援する専門機関につなげます。

また、地域住民、専門職が協働し、個人を支えるチームづくりのためのコーディネートを行います。

具体的な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気かけあう会議の開催</li> <li>○社協職員による民生委員児童委員活動のサポート、ケースの調整</li> <li>○地域と専門職の連携を高めるための研修の開催</li> <li>○支援会議の開催</li> </ul>
------------	---

### ■コーディネート機能のイメージ

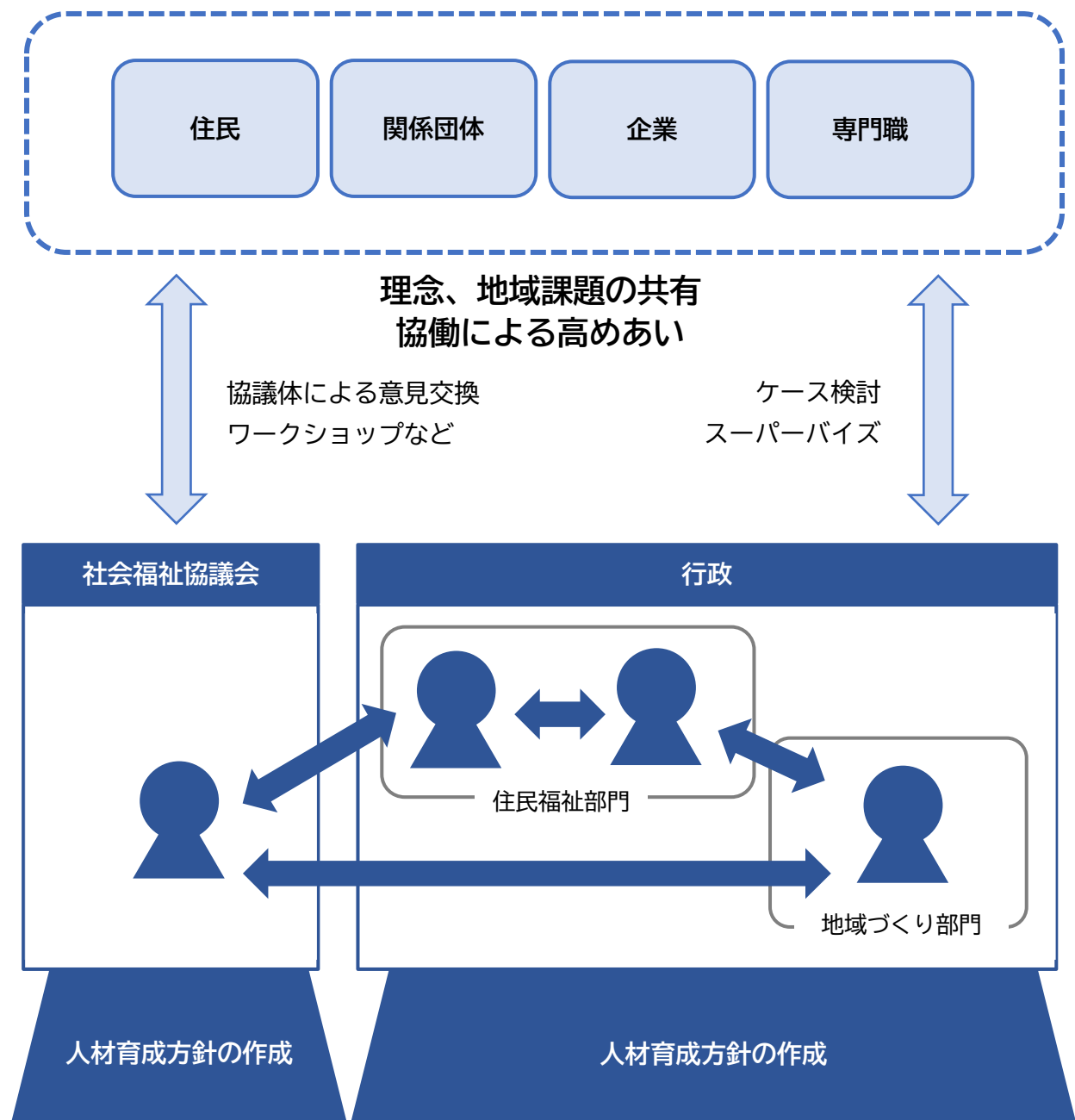


### (3) 地域福祉の推進、総合相談支援に必要なスキルを高めあう環境の整備

地域福祉をはじめ、地域づくりを推進できるスキル、ミッションを持った人材、多分野にわたる総合相談に対応できる人材の育成のためのキャリアラダーとなる指針を設けます。

具体的な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政、社協の人材交流</li> <li>○地域づくり分野に関する専門性向上のためのキャリアデザインの作成</li> <li>○福祉保健専門職における総合相談支援の専門性向上のためのキャリアデザインの作成</li> </ul>
------------	--

#### ■スキルを高める環境のイメージ



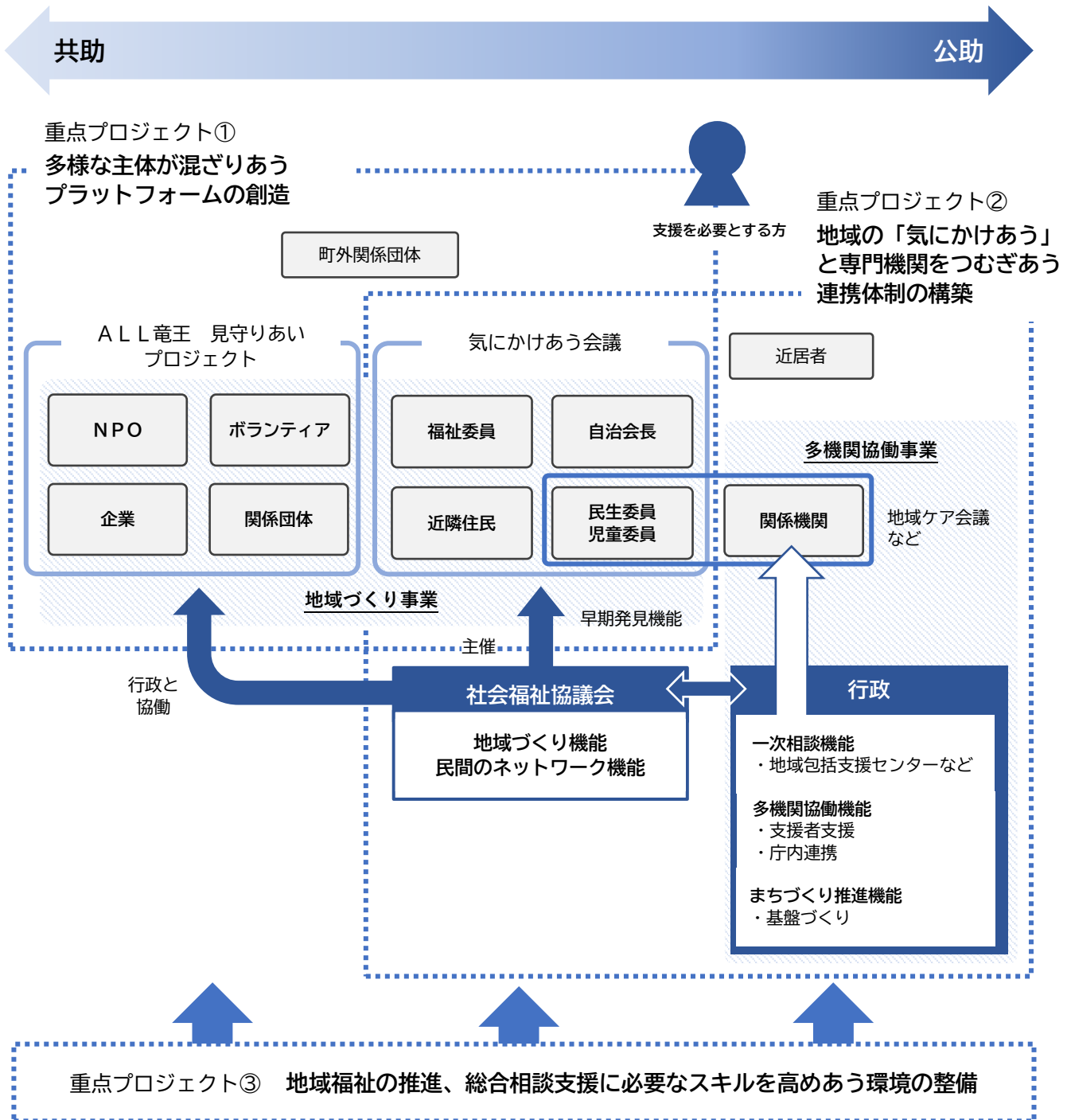
## 6. 包括的な支援体制と重点プロジェクトの関係性

本町では、令和4年度（2022年度）より包括的支援体制の構築に向けて、行政、社会福祉協議会の役割等を明確にしながら、地域福祉計画の重点プロジェクトを推進しています。

重点プロジェクトは、共助の推進による地域づくり、公助の責務を軸とした相談支援、共助と公助の連携を高めるコーディネートポイントをポイントとしています。

下記の図のようにそれぞれの視点の関連性を意識し、包括的な重点プロジェクトの推進を図ります。

### ■竜王町における包括的な支援体制の全体像



# 第4章 目標の実現に向けた取組の展開

## 基本目標1 であいとわかちあいで風土づくり

### 活動目標1-1 共生の心を育む学びの場づくり

#### 【主な課題】

- 老化、障がい、その他様々な原因で生活の困りごとを抱える人へ配慮するとともに、偏見や差別なく分け隔てなく関わることの意識を育むことが必要です。
- 男女の社会的役割の性差や担い手と受け手等の立場に関する考え方が固定化しやすく、性別や年齢をはじめとした様々な属性を超え、すべての住民が平等かつ積極的に参画できる環境が必要です。そのために、多様な価値観にふれ、受け止めることが重要となります。

#### ア. 取組の方向性・アクションプラン

##### ① 人権理解・男女共同参画のための学習・啓発

学校、自治会、町内の事業所に対して、人権研修を行うとともに、男女共同参画の考え方やその実践について啓発を行います。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	・福祉委員会等で性別や世代にとらわれず参画を進めるための研修の開催	・認知症サポーター養成講座の開催 ・人権啓発セミナーの開催（企画への関与）

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	福祉委員会等で性別や世代にとらわれず参画を進めるための研修の開催					
	研修の開催					
行政	人権啓発セミナーの企画関与					
	企画関与（講師のあっせん）					
	町内専門職の講師養成					

※アクションプランの網掛け部分は実施する年度を示しています

## ② 属性を超えて共に生きるための学習・啓発

学校での福祉学習の開催や地域での研修会を通して、若い、障がい、少数派になりやすい人の悩み等を学び、共に生きる学習・啓発を進めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	・福祉学習や体験講座の開催やプチどら ★にここにプロジェクトの実施	・老いの備え研修会の開催 ・人権啓発セミナー（企画への関与）

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	福祉学習や体験講座の開催やプチどら★にここにプロジェクトの実施					
	福祉学習・講座の開催					
	乳幼児と高齢者のふれあい事業の実施					
行政	人権啓発セミナーの企画関与					
	企画関与（講師のあっせん）					
	町内専門職の講師養成					

## イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
町内の人権啓発講師登録数（人）	5	6	7	8	9	10
学校での福祉学習に参加した当事者団体数（団体）	3	4	4	4	4	5

## ウ. 関連計画等

- 竜王町教育行政基本方針
- 竜王町人権教育・啓発基本方針
- 竜王町ベストパートナープラン

### プチどら★にここにプロジェクトについて

未就園児親子が町内の高齢者施設を訪問し、相互の交流を図っている。  
交流を通して、認知症の理解やボランティア意識の醸成を進める。



## 活動目標 1-2 多様な関わりを増やすしかけづくり

### 【主な課題】

- 人口減少や高齢化により一人の担い手にかかる責務や負担が拡大することで、継続性が危惧されます。
- 人口減少、就労率の増加等に伴い、既存の担い手観（役職、ボランティア）と現状との相違が出てきています。
- 既存の役務による担い手以外の多様な関わり方、担い方を見出していく必要があります。

### ア. 取組の方向性・アクションプラン

#### ① 多様な地域活動のあり方の協議・提案

平日の日中に町内で活動している住民、企業、関係団体を中心に見守りを軸としたネットワークづくりを進めます。

また、社会的就労（コミュニティビジネス）など、高齢者等の就労意欲の高さを活かし、生きがいつくりを兼ねた働き方を提案します。

	協働での取組	社協
関連事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ALL 竜王見守りあいプロジェクトの開催 &lt;新規&gt;</li> <li>・ 社会的就労（コミュニティビジネス）の立ち上げの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからの住民福祉活動推進会議（仮称）の実施 &lt;新規&gt;</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
協働	<b>ALL 竜王 見守りあいプロジェクトの開催</b>					
	ALL 竜王見守りあいプロジェクト見守りあい会議					
	企業・団体との見守り協定					
	<b>コミュニティビジネス（CB）に関する協議の場</b>					
	CBが適したテーマの研究					
	協議の場					
	社会的実験					
本格的実施						
社協	<b>これからの住民福祉活動推進会議（仮称）の開催</b>					
	会議の開催					
	新たな方向性での取組の実施					

## ALL 竜王 見守りあいプロジェクトについて

平日の日中を中心に町内で活動している団体、企業、一般住民等に対し、自分たちのできる見守りに取り組んでもらえるような働きかけを行う。  
また、団体、企業、一般住民が出会った気になる人をどこに相談すべきかがわかり、つながるような働きかけを行う。

## これからの住民福祉活動推進会議(仮称)について

既存の福祉委員会活動の継続のための体制、仕組み、運営について、地域住民、社協、行政を町域の規模で話しあい、新たな手法等を見出す場とする。

## ② 身近な圏域におけるネットワークづくり

テーマに合わせて、関連性のある団体（社会福祉法人など）、NPO、企業と地域課題の共有を図る場を設けます。

関連事業・ 取組	社会福祉協議会	行政
	・生活困窮者支援のためのネットワークづくり	・生活支援体制整備事業における移動支援の推進

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	生活困窮者支援のためのネットワークづくり					
	連携の場（会議）の開催					
	企業等と連携したフードドライブ事業の実施					
行政	移動支援推進のための協議の場の開催					
	団体、企業等との連携会議					
	モデル事業の実施					



### ③ 地域活動を促すコーディネート機能の拡充

地域づくりについて制度や分野に限らずニーズにあわせて横断的に展開、コーディネートできる人材を養成します。

また、福祉分野に限らず、地域づくり分野のコーディネート機能を担っている者同士の意見交換の場を設けます。

関連事業 取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動の啓発と参加のコーディネート</li> <li>・ 社協の地域福祉人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域づくりコーディネートスキル向上のための職員育成指針の作成</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	ボランティア活動の啓発と参加のコーディネート					
	活動啓発や講座の実施					
	ボランティアセンター運営委員会の開催					
	社協の地域福祉人材育成					
行政	地域づくりコーディネートスキル向上のための職員育成指針の作成					
	指針の検討					
	本格的施行					

#### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
		R5	R6	R7	R8	R9
ボランティアセンター相談件数（件）	47	70	100	140	170	200
ALL 竜王見守りあいプロジェクト見守りあい会議参加企業（社）	なし	3	8	15	25	25

ボランティアセンター相談件数の現状値は令和3年度実績を採用

#### ウ. 関連計画等

○竜王町子ども・子育て支援事業計画

○いきいき竜王長寿プラン

○竜王町人材育成基本方針

## 基本目標2 お互い様の支えあいで仕組みづくり

### 活動目標2-1 多様な交流の場づくり

#### 【主な課題】

- 多世代での共生を展開していくために、子どもから高齢者まで、様々な世代が交流できる機会をつくっていくことが求められます。
- 地域福祉活動を進めていくうえで、地域住民が利用しやすい場所に活動の拠点となる場や交流等の活動に使う場の確保を進めていく必要があります。

#### ア. 取組の方向性・アクションプラン

##### ① 多世代が交流する場の推進

多世代で楽しさを共有できる交流の場づくり、つながりづくりを進めていきます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティカフェの推進</li> <li>・オンラインカフェの推進</li> <li>・多世代交流を図る子ども食堂等の推進</li> </ul>	—

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	コミュニティカフェの推進					
	福祉委員会での取組支援	■				
	ボランティアグループによる取組支援		■	■	■	■
	オンラインカフェの推進					
	実施地域での取組評価と見直し	■	■	■	■	■
	新たな取組の実施	■	■	■	■	■
	多世代交流を図る子ども食堂等の推進					
多世代交流できる子ども食堂等の推進	■	■	■	■	■	

## ② 同じ悩みを持つ人が集まり、語る場づくり

同じ悩みを抱えた者同士が集う場を設け、当事者団体の活動を支援します。

関連事業 取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜王町こどもひろばの開催</li> <li>・当事者団体との協働や参加のコーディネート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェの開催</li> </ul>

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	竜王町こどもひろばの開催					
	継続実施					
	当事者団体との協働や参加のコーディネート					
	当事者団体との協働					
	当事者団体への参加のコーディネート					
行政	認知症カフェの開催					
	継続実施					

## ③ テーマでつながる場づくり

福祉委員会等の地縁団体や NPO 等のテーマ型団体が情報交換や連携を図るためのコーディネートを行います。また、同じ活動に取り組んでいる者同士が情報交換できる場づくりを進めます。

関連事業 取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別地域福祉活動情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり分野の市民活動を推進するための拠点の検討</li> </ul>

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	テーマ別地域福祉活動情報交換会					
	集いの場スタッフ交流会の開催					
	福祉委員情報交換会の開催					
行政	地域づくり分野の市民活動を推進するための拠点の検討					
	拠点の検討					

## イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
自治会単位での多世代交流の場（箇所）	8	10	13	15	17	20
テーマ別の情報交換会への参加者数（人）	9※	20	30	40	50	50

※テーマ別の情報交換会への参加者数の現状値は令和3年度実績

## ウ. 関連計画等

- 竜王町子ども・子育て支援事業計画
- 竜王町障がい者計画
- 竜王町空家等対策計画
- いきいき竜王長寿プラン
- 竜王町スポーツ推進計画
- 竜王町公共施設等総合管理計画



## 活動目標 2-2 地域での支えあいの仕組みづくり

### 【主な課題】

- アンケート調査結果では、全体の約2割が近所と深いつながりを持っていると回答していますが、一人暮らしや二世帯世帯等では、つながりが希薄であるという回答が多くなっています。
- 感染症の影響や世帯の単身化による孤立・孤独の問題が表立っています。
- アンケート調査結果では、近所に助けてくれる人がいないと回答した場合、災害時の避難先を知らない、自力で避難ができないという回答が多くなる傾向がみられます。いざという時のために迅速に行動ができるよう、日ごろより支援を必要とする人とつながり、関係性を構築することが必要となっています。

### ア. 取組の方向性・アクションプラン

#### ① 地域の中の困りごとを共有する仕組みづくりの推進

福祉委員会を中心に福祉課題について話しあう場づくりを進めます。  
また、地区内で把握した困りごとについて、民生委員児童委員または相談機関につながるような仕組みづくりを進めます。

	社会福祉協議会	行政
関連事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気にかける会議の開催支援     &lt;新規&gt;</li> <li>・自治会域の活動では解決できない課題について、自治会域を超えて実施する仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜王町民生委員児童委員活動の考え方 Q&amp;A の改訂</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	気にかける会議の開催支援					
	モデル地区での検討と実施					
	地域主催の気にかける会議の開催					
	見守り活動実施時に気をつけることの伝達（研修の実施）					
社協	自治会域では解決できない課題について、その課題に向けての取組を自治会域を超えて実施する仕組みの検討					
	これからの住民福祉活動推進会議（仮称）の開催（再掲）					
行政	竜王町民生委員児童委員活動の考え方 Q&A の改訂					
	改訂					

### 気にかける会議(住民の見守りネットワーク)について

地域住民、民生委員児童委員、自治会長、福祉委員などが集まり、地域での暮らしが心配と思われる事や気にかかっていることを話し合う地域づくりの活動。

この活動は、地域の人々が互いに支え合う仕組みをつくることをめざします。

気にかける会議は、民生委員児童委員から情報を出してもらう（求める）のではなく、心配ごとや住民同士が知っていることを持ち寄り、地域で相談する場をつくる取組です。

## ② 日ごろの見守り活動の推進

本人、近隣住民、親族、専門職が役割を分担しながら、本人の生活を支えるための話し合いを行う場をコーディネートします。

民生委員児童委員をはじめ、住民同士で暮らしの不安や困りごとのある人に気づき、地域で見守り・支えあいのための仕組みづくりを進めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉委員会や住民同士の見守り・支えあい活動の推進</li> <li>見守りを兼ねた一人暮らし高齢者配食事業の実施</li> <li>コミュニティカフェなど集いの場の開催の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加の支援会議等のコーディネート</li> </ul>

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	福祉委員会や住民同士の見守り・支えあい活動の推進					
	気にかける会議で見守り・支えあいの検討					
	見守りネットワークによる見守り・支えあい活動の実施					
	見守りを兼ねた一人暮らし高齢者配食事業の実施					
社協	見守りを兼ねた一人暮らし高齢者配食事業の実施					
	役場等との連携による配食の実施					
社協	コミュニティカフェやおたっしや教室など集いの場の開催の支援					
	様々な団体主催によるコミュニティカフェの検討と実施					
行政	住民参加の支援会議等のコーディネート					
	会議の開催					



### ③ 安全な暮らしを守る地域づくり

災害時に配慮を必要とする人が安全に避難できるよう、日ごろの見守り活動を通じた仕組みづくりを進めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を見据えた「近助事業」の実施</li> <li>・災害ボランティア活動の仕組みの整備や講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の要配慮者個別避難計画の作成</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	災害を見据えた「近助事業」の実施					
	地域で災害について話しあう機会の設定					
	近助事業の啓発と実施地区への支援					
	災害ボランティア活動の仕組みの整備や講座の開催					
	ネットワーク構築のための連携会議の開催（団体・企業とのネットワーク）					
行政	災害時の要配慮者個別避難計画の作成					
	対象者の抽出、ルール決め					
	避難計画の作成					

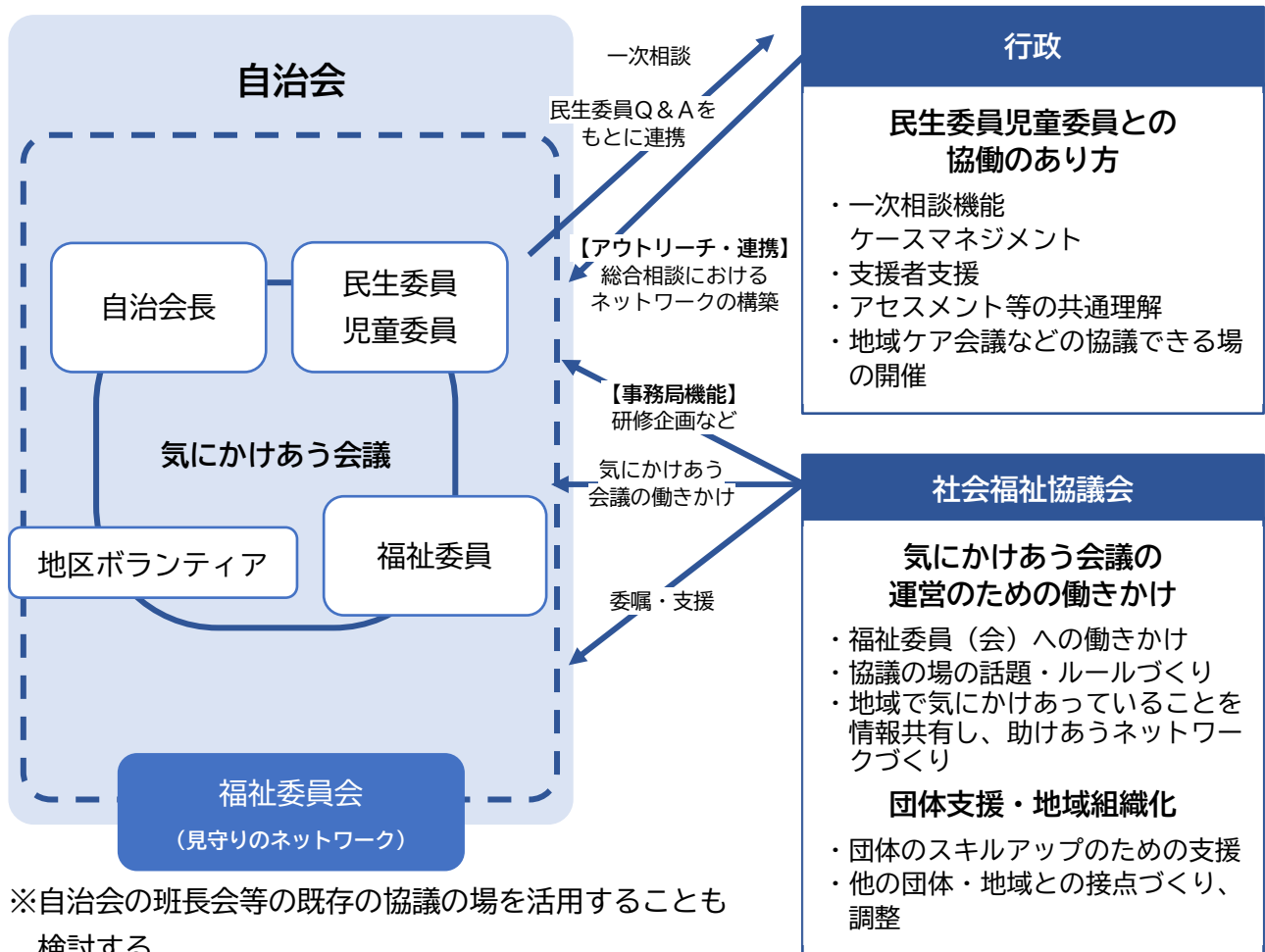
#### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
民生委員児童委員との事例の情報交換回数	1	1	1	1	1	1
地域で福祉課題の協議や懇談会の開催（回）	18	20	22	24	25	25

#### ウ. 関連計画等

- 竜王町子ども・子育て支援事業計画
- 竜王町障がい者計画
- 竜王町地域防災計画
- 竜王町災害対応マニュアル
- 竜王町災害対応備蓄計画
- 災害時避難行動要支援者支援マニュアル

■地域で気にかけていることを協議する場『気にかけてあう会議』のイメージ例



～気にかけてあう会議を運営するために～

- ① 本人とこまめに接点を持ちながら、プライバシーへの配慮についてメンバー間でルールを共有しましょう
- ② 今からコツコツできること、これからも続けられることに視点を置きましょう
- ③ 話しあいのメンバーには、男女や世代のバランスを配慮しましょう
- ④ 自治会以外の他の団体・組織が取り組んでいる活動も参考にしましょう
- ⑤ できるだけ本人を囲んで話し合いをしましょう
- ⑥ 日ごろ見守りをされている近所の気にかけてあっている人々を把握しましょう

## 基本目標3 多機関の重なりあいで体制づくり

### 活動目標3-1 相談・情報提供体制の充実

#### 【主な課題】

- 社会情勢や家族構成の変化を背景として、地域で暮らす方々の抱える課題は複雑多様化しています。近年は、8050問題やダブルケアの問題など、個人だけでなく家族単位で複合的な課題を抱えてしまうケースが目立っています。
- 住民一人ひとりの自立と尊厳を守るために、権利擁護を通じて個人の意思を尊重できる支援を提供していく必要があります。

#### ア. 取組の方向性・アクションプラン

##### ① 不安や悩みを受け止める相談体制の確保

既存の分野を超えて専門職同士が共通のアセスメントを図り、横断的に対応できる相談体制を充実させます。また、総合相談支援を担う人材を育成する体制を構築します。

	社会福祉協議会	行政
関連事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごと相談や弁護士無料法律相談の実施</li> <li>・社協事業や地域活動で把握された情報を行政と共有</li> <li>・生活困窮者への相談体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議の開催等による共通アセスメントシートの作成</li> <li>・庁内専門職の横断的スーパーバイズ実施のための研修、事例検討会&lt;新規&gt;</li> <li>・福祉保健専門職における総合相談支援のキャリアデザインの指針の作成</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	<b>心配ごと相談や弁護士無料法律相談の実施</b>					
	心配ごと相談の実施					
	弁護士無料法律相談の実施					
	<b>社協事業や地域活動で把握された情報を行政と共有</b>					
	行政との定例会議による情報共有					
行政	<b>生活困窮者への相談体制の充実</b>					
	行政など関係機関と連携した相談体制					
	<b>総合相談体制の確保</b>					
	共通アセスメントシートの作成					
	スーパーバイズ研修					
	課主催の事例検討会					
	相談職育成方針の作成					
	育成方針の施行					

## ② 埋もれている悩み事への早期対応

既存の制度に該当しにくい地域の気になる人の情報を共有する機会を設けることや、自宅への訪問を行い、早期に接点を持つ取組を進めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードドライブ事業の実施</li> <li>・集いの場参加者の悩みに早期に気づくためのスタッフ向け研修の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員とのテーマ別のケース共有の場の設定</li> </ul>

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	フードドライブ事業の実施					
	フードドライブ事業の実施					
	集いの場参加者の悩みに早期に気づくためのスタッフ向け研修の開催					
	スタッフへの研修					
行政	民生委員児童委員とのテーマ別のケース共有の場の設定					
	ケースの共有					
	各課照会と潜在化の原因分析					
	民生委員児童委員も参加しての支援会議の開催					



### ③ 虐待・家庭内暴力の予防と対応

養育者や介護者がストレスを感じやすい事例について、精神的サポートや見通しが持てるような予防的な支援を行います。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員児童委員の赤ちゃん訪問への協力</li> <li>・ 民生委員児童委員や福祉委員への研修会を通じた虐待防止の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利侵害に関するリスクアセスメント強化のための職員研修の実施</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	民生委員児童委員の赤ちゃん訪問への協力					
	民生委員児童委員と相談ができる関係づくりの支援					
	民生委員児童委員や福祉委員への研修会を通じた虐待防止の啓発					
	様々な研修会で早期発見を啓発					
行政	権利侵害に関するリスクアセスメント強化のための職員研修の実施					
	研修の実施					

#### ④ 情報を入力しやすい環境の充実

デジタル機器の活用と人とのつながりによる情報提供を両輪として進めていきます。

関連事業・ 取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協広報誌、ホームページ、SNSによる情報発信</li> <li>・一人暮らし高齢者の配食サービス実施時にニュースレターの発行</li> <li>・福祉委員に配付したタブレットによる情報発信や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルデバインド対策としてのスマホ教室の開催</li> </ul>

#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	社協広報誌、ホームページ、SNSによる情報発信					
	様々な媒体による情報発信					
	一人暮らし高齢者の配食サービス実施時にニュースレターの発行					
	ニュースレターの発行					
	福祉委員に配付したタブレットによる情報発信や情報提供					
	タブレットによる情報発信や情報提供					
行政	スマホ教室の開催					
	教室開催					
	タブレットの継続検討					

#### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
行政福祉保健専門職のキャリアデザイン指針の作成	なし	作成	実行	実行	実行	見直
権利侵害に関するリスクアセスメントに関する研修の実施（回数）	なし	—	1	—	—	1

#### ウ. 関連計画等

- 竜王町子ども・子育て支援事業計画 ○いきいき竜王長寿プラン
- 竜王町障がい者計画・竜王町障がい福祉計画および竜王町障がい児福祉計画

## 活動目標3-2 支援を必要とする人を支える体制づくり

### 【主な課題】

- アンケート調査結果では、近所との関わりが希薄な方の場合、行政や社会福祉協議会など、公的機関による支援を求める傾向がみられます。
- 発達障がい等の人を抱える生きづらさに対し、制度の整備や住民全体の理解が十分ではない状況にあります。
- 高齢者の増加、障がいを持つ子の親の高齢化など、本人の意思を汲みながら、くらしをサポートする体制がますます必要となっています。

### ア. 取組の方向性・アクションプラン

#### ① 生きづらさを抱える人たちへの支援の推進

経済的な困窮や孤立等を抱えた人に対し、経済的、精神的なサポートが提供できる体制の構築を図ります。

ひきこもり状態のある者に対し、地域の特色等を活かした居場所づくりや社会との接点づくりを進めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードドライブ事業の実施</li> <li>・支援を必要としている子どもを気にかけて子ども食堂の開催の支援</li> <li>・就労支援（体験）の場の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援ルーム事業の実施</li> <li>・生活困窮担当及び障がい福祉担当の情報交換会の開催</li> </ul>

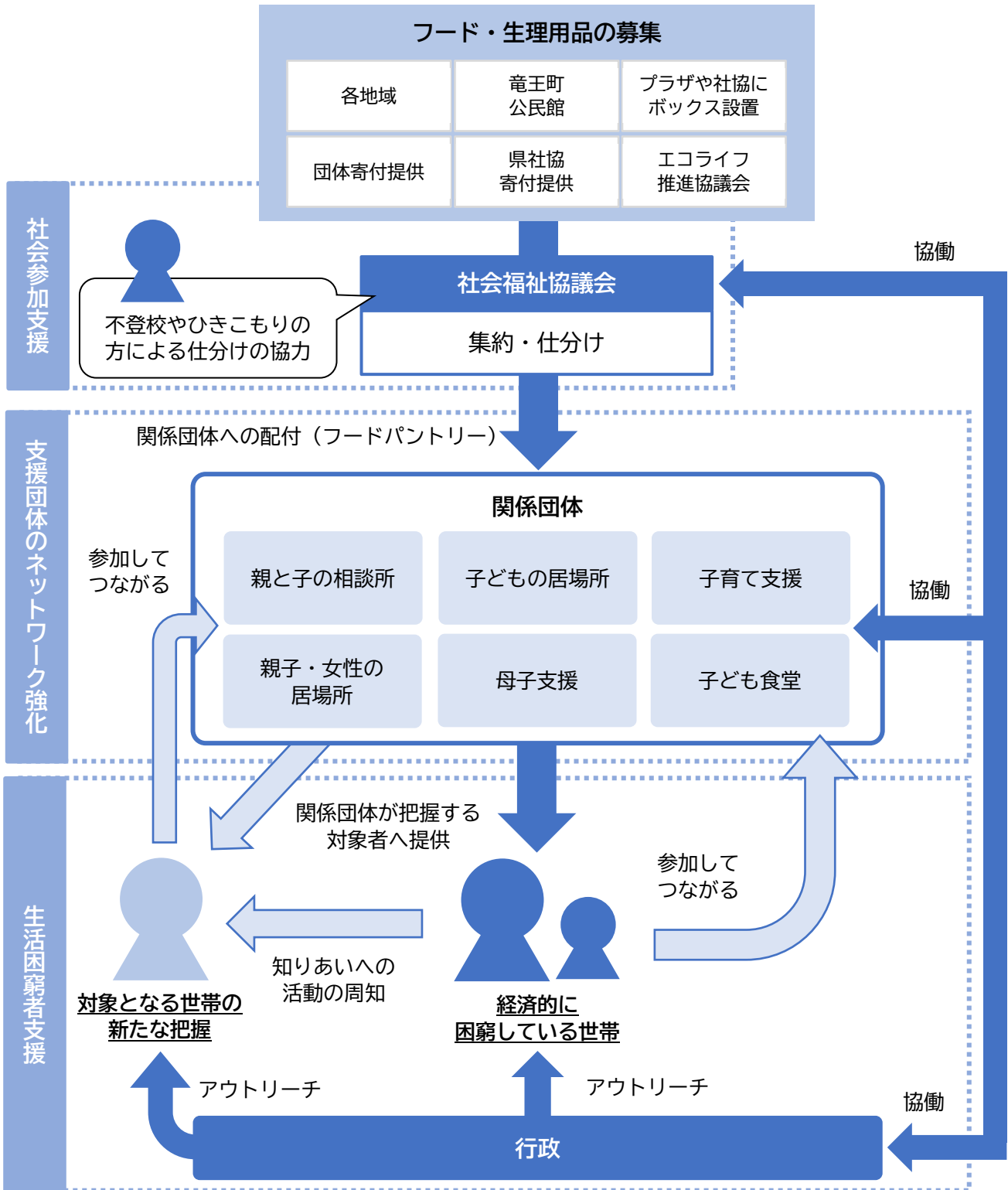
#### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	<b>フードドライブ事業の実施</b>					
	フードドライブの実施					
	フードパントリーの実施					
	<b>支援を必要としている子どもを気にかけて子ども食堂開催支援</b>					
	子ども食堂の啓発					
	子ども食堂開催支援					
	<b>就労支援（体験）の場の提供</b>					
行政	ひきこもりの方への就労体験の実施					
	就労体験の場の開拓					
	<b>自立支援ルーム事業の実施</b>					
	継続実施					
	<b>生活困窮担当及び障がい福祉担当の情報交換会の開催</b>					
実施						

## ■フードドライブについて

経済的な理由を背景として生活に課題を抱えている方を支援するために、社会福祉協議会を中心に「フードドライブ」に取り組んでいます。

未使用の食品を必要とする方へ届けるフードドライブの取組について、地域で母子支援や子育て支援に取り組む団体と連携しながら進めることで、生活困窮者や生きづらさを抱えている方への支援、団体への活動支援やネットワークの構築・強化へとつなげています。





## ② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の推進

判断能力が不十分な状況になっても、成年後見制度等により、意思を汲みながら、暮らしをサポートできる体制を構築します。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	・地域福祉権利擁護事業の実施	・成年後見利用促進法における中核機関の運営 ・権利擁護相談の人材の育成

### ▼アクションプラン

主体	取組	R5	R6	R7	R8	R9
社協	地域福祉権利擁護事業の実施					
	地域福祉権利擁護事業の実施					
	行政と連携して成年後見制度の利用促進					
行政	成年後見制度利用促進法における中核機関の運営					
	委託継続					

### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
フードドライブを通して活動の場を提供してもらえる企業・商店（件）	0	3	5	7	8	10
地域福祉権利擁護事業利用者数（人）	15					30

### ウ. 関連計画等

- 竜王町子ども・子育て支援事業計画 ○いきいき竜王長寿プラン
- 竜王町障がい者計画・竜王町障がい福祉計画および竜王町障がい児福祉計画
- 生きることをみんなで支える竜王町推進計画

# 第5章 竜王町成年後見制度利用促進基本計画

## 1. 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の目的

成年後見制度は、認知症や障がい等によって判断能力が不十分な人の自己決定を引き出し、権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。それに伴い、平成28年(2016年)5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本町においても、判断能力が不十分になっても、誰もが尊厳を持って暮らし続けられるために、「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけと期間

「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わり深い計画として本計画に包含する形で策定しています。

具体的には、社会福祉法第107条第1項関係の中で、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方が挙げられています。

「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は、本計画と同様に令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

### (3) 成年後見利用促進制度利用促進基本計画と地域福祉計画の関係性

厚生労働省が示す成年後見制度利用促進制度利用促進計画の策定の要点として、成年後見制度が誰にとっても利用しやすく、後見人等をサポートできる体制づくりが挙げられています。

また、意思決定支援など本人を中心にした権利擁護支援の推進が示されています。

上記の策定の要点は、地域福祉計画の中でめざすものと共通する点も多くあるため、本町は両計画を一体的に推進していくこととします。

## 2. 現状と課題

---

### (1) 本町の権利擁護にかかる状況

- 成年後見制度を利用している者は9名であり、うち、後見人等の選任状況は親族後見人等4名、第三者後見人等5名となっています。(令和4年9月30日時点 大津家庭裁判所資料より)
- 社協が実施する地域福祉権利擁護事業については、利用者は15名となっています。
- アンケート調査では、成年後見制度については全体の約3割、市民後見人や任意後見制度については約7割が「知らない」と回答しています。
- また、アンケート調査では、成年後見制度の利用意向については、「わからない」という回答が全体の約6割を占めています。
- 成年後見制度利用促進法における中核機関について、令和3年度(2021年度)より東近江圏域事業として民間団体に運営委託し、体制の整備を進めています。
- 平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)の5年間のうち、報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の利用者は1名です。
- 本人の判断能力が不十分で、身寄りがいない、身寄りの協力が得られない人に対し、成年後見制度が施行されてから首長申立をすすめた件数は1件です。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等が行う第三者後見の選任については、本町での年間での受任件数が数件であることもあり、スムーズに受任されています。

### (2) 今後の課題

- 一人暮らし高齢者の急増、障がいのある人の親の高齢化が想定され、地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用者の増大が見込まれます。
- 上記の利用者の増加に対し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者後見を担う専門職の業務にかかる負担の軽減が必要となってきます。
- 本人と関係者が信頼関係のもと、本人が思いを表明しやすい環境づくりや、本人の思いを引き出す意思決定支援が重要となってきます。
- 既存の総合相談支援と権利擁護に関する専門的な支援の連携やコーディネーターが必要となってきます。

### 3. 今後の取組

#### ア. 取組の方向性

##### ① 制度の周知・広報

成年後見制度をはじめ権利擁護にかかる関連制度の理解促進を目的として、制度に関する周知や広報に取り組みます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	—	・ 老いの備え研修会の開催 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による住民向け研修会

##### ② 早期対応ができる支援体制の構築

認知症の初期等の状況から必要な支援体制を構築し、判断能力等の状況に応じた権利擁護支援を進めます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	・ 地域福祉権利擁護事業の実施 ・ 地域の見守り体制の構築	・ 申し立て支援、町長申立ての実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による権利擁護にかかる検討会の開催

##### ③ 担い手の確保と後見人支援

後見人への負担が過大とならないよう、身上監護に関する助言をはじめ、関係機関との連携等のネットワークの構築をサポートします。また、多様な関係者、協力者をコーディネートできる機能を確保し、連携を高めます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	・ 近隣住民等の地域関係者との調整	・ 地域ケア個別会議の開催 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による後見人等や関係者へのサポート

#### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地域福祉権利擁護事業利用者数（人）〈再掲〉	15					30

# 第6章 竜王町再犯防止推進計画

## 1. 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の目的

全国的に刑法犯者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人の支援が必要な人がいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続きの中だけでなく、刑事司法手続きを離れた後も継続的に社会復帰を支援することが必要となります。

犯罪をした人が孤立することのないよう、関係機関・団体との連携を強化するとともに、関連計画と連携を図ります。

以上の再犯防止施策を推進していくことを目的として、「竜王町再犯防止推進計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけと期間

「竜王町再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わりの深い計画として本計画に包含する形で策定しています。

具体的には、社会福祉法第107条第1項関係の中で、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方が記載されていることが挙げられます。

「竜王町再犯防止推進計画」の計画期間は、本計画と同様に令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

### (3) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」のことを指しています。

### (4) 再犯防止推進計画と地域福祉計画の関係性

令和元年（2019年）の受刑者のうち、知的障がいの疑いのある者が20.1%、高齢者が12.9%を占めています。また、地域生活定着センターや福祉分野の支援により、刑事施設の再入所率が下がることも明らかになっています。

以上のことを踏まえると、福祉的な制度や関わりが、出所後の再犯への防止をはじめ、犯罪に手を染めない予防的な効果につながると考えられます。

また、地域福祉計画の中で位置づけている孤立、貧困等への対策が、再犯防止のアプローチと重なる部分も多くあるため、本町は両計画を一体的に推進していくこととします。

## 2. 現状と課題

- 再犯防止を推進する部署が法務・福祉・教育等の多岐にわたるため、それぞれの既存の分野を超えた連携が必要となってきます。
- 本町では、再犯者に該当する人が少ないため、福祉関係者の多くが犯罪に手を染める経過や原因を知らない状況にあります。

## 3. 今後の取組

### ア. 取組の方向性

#### ① 関係機関の連携強化

保護司、生活困窮業務担当者が定期的に情報交換を行う機会を設け、福祉分野と法務分野の関係機関の連携強化を図ります。

取組 関連事業	社会福祉協議会	行政
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司と生活困窮業務担当者との情報交換会の開催</li> <li>・学校、保護司、行政の情報交換会の開催</li> </ul>

#### ② 生きづらさを抱える人たちへの支援の推進 <一部再掲>

経済的な困窮や孤立等を抱えた人に対し、経済的、精神的なサポートが提供できる体制の構築を図り、犯罪への抑止に努めます。

取組 関連事業	社会福祉協議会	行政
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードドライブ事業の実施</li> <li>・支援を必要としている子どもを気にかけた子ども食堂の実施の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮担当及び障がい福祉担当の情報交換会の開催</li> </ul>

### イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
保護司と生活困窮業務担当者の情報交換会（回）	なし	2	2	2	2	2

# 第7章 計画の推進にあたって

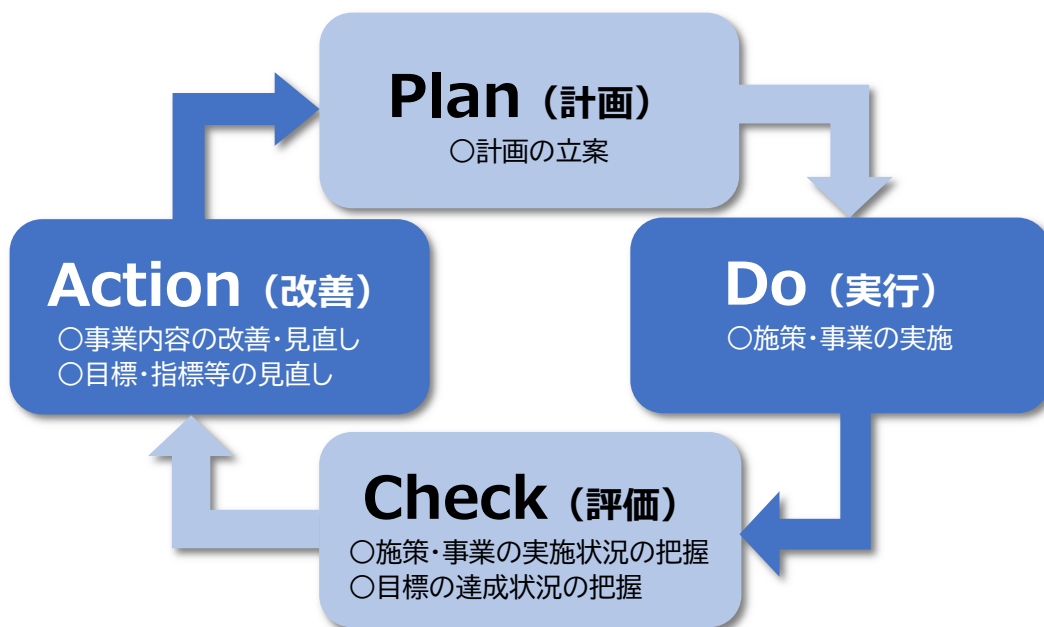
## 1. 計画の進行管理

### (1) 基本的な考え方

本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）によって推進することとします。その達成状況や今後取るべき改善策等については、社会福祉協議会・行政それぞれの会議体において毎年報告し、合意形成と意思決定を行うものとします。

なお、取組の評価については、取組による効果の検証や今後対応が必要な課題の整理、設定した目標値に対する実績値の比較分析等の総括評価を基本とします。

また、変化するニーズに対応できるように体制や手法を変化させながら構築していくことが重要であるという考えのもと、多機関との連携状況、対応プロセス、会議での議論内容等に視点を置いた形成評価を行うものとします。



### (2) 社会福祉協議会の進行管理

社会福祉協議会が主体となる取組については、本計画に基づいて事業や活動を実施し、社会福祉協議会地域福祉推進部会において進行管理を行い、推進を図ります。併せて、計画の評価を行い、行政の地域福祉計画推進委員会と連携して、計画の見直しや改善を行います。

また、社会福祉協議会の各年度の事業計画を作成する際には、本計画を反映したものとし、年度終了時には、本計画の進行に照らし合わせて事業の実施状況を振り返り、年度事業報告と併せて、理事会、評議員会の議決を受けます。

### (3) 行政の進行管理

行政が主体となる取組については、地域福祉計画推進委員会（年2回）において、その達成状況、変化のプロセス、改善策等について報告します。また、竜王町議会に対しても、各事業の評価結果について報告します。

なお、重層的支援体制整備事業に該当する取組に関しては、係長級で構成される重層的支援会議実務者会議（月1回）において課題整理や対応策の検討を行い、課長級で構成される政策会議（年2回）においてその意思決定を行うものとしします。

### (4) 進行管理の年間スケジュール

主体 評価対象	行政		社会福祉協議会
	地域福祉計画	重層的支援体制整備事業	地域福祉活動計画
4月		○ 実務者会議（毎月開催） ケース検討 地域課題の整理 庁内連携のための政策協議	
5月			○ 地域福祉推進部会①
6月			○ 理事会① ○ 評議員会①
7月			○ 地域福祉推進部会② ○ 理事会②
8月			
9月	議会の開催（前年度決算の報告）		○ 理事会③
10月	○ 地域福祉計画推進委員会① 当該年度の進行状況報告・協議	○ 政策会議① 当該年度の進捗状況報告 次年度に向けた体制の検討	
11月			○ 理事会④
12月			
1月			○ 理事会⑤
2月	○ 地域福祉計画推進委員会② 当該年度の進行状況報告 次年度方向性の報告・協議 地域課題の整理	○ 政策会議② 当該年度の進捗状況報告 次年度方向性の報告	
3月	議会の開催（次年度予算の決議）		○ 理事会⑥ ○ 評議員会②

※社会福祉協議会における理事会、評議員会の年間予定は、令和4年度実績に基づき設定しており、実施回数の変更がありうる。



# 資料編

## 1. 統計データからみる竜王町の現状

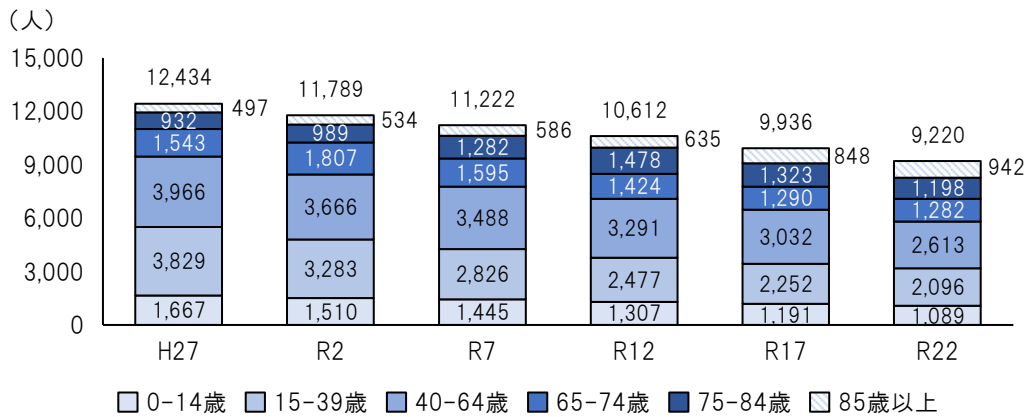
### (1) 人口構造

#### ① 総人口および年齢6区分別人口

総人口は減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が継続する予測となっています。

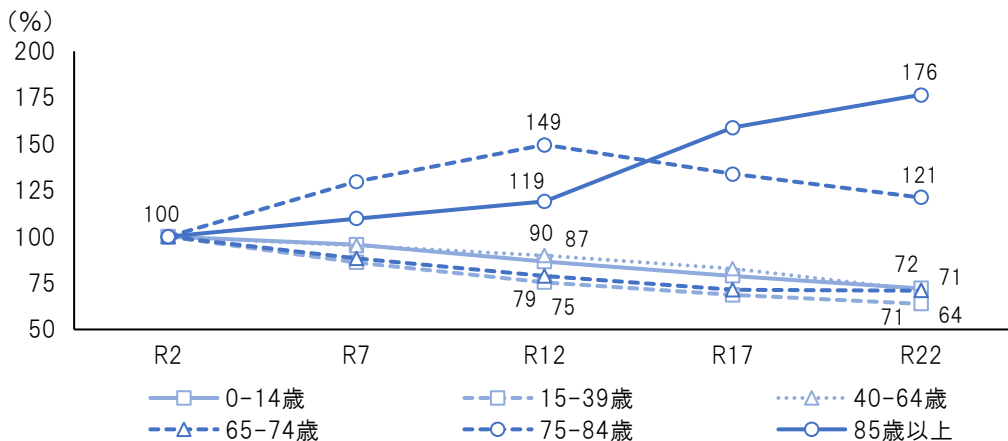
年齢別の内訳をみると、今後10年では75歳以上人口の増加が進行し、令和22年(2040年)までには85歳以上人口の増加が急速に進む見込みとなっています。一方で、64歳以下の人口は継続して減少傾向となる予測です。

#### ■ 年齢6区分別人口の推移と推計



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

#### ■ 年齢6区分別人口の増加率（令和2年（2020年）時点を100とした場合）



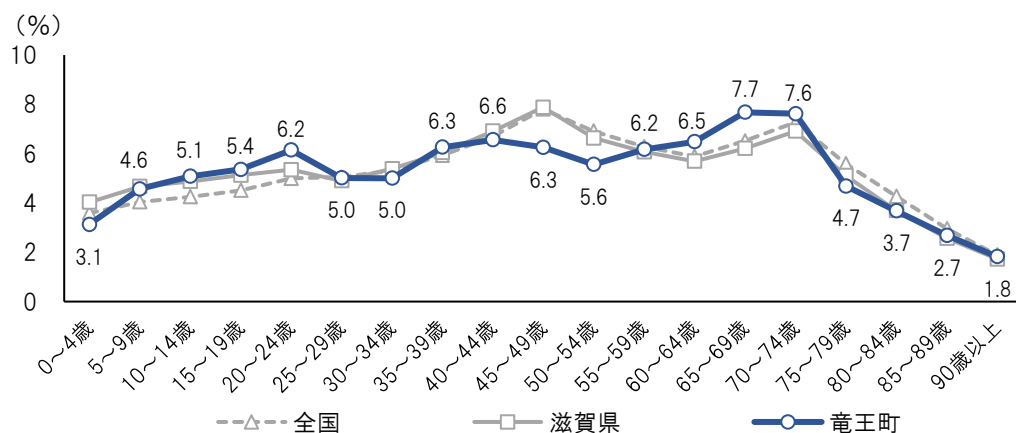
資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

## ②年齢構成の特徴

本町の年齢構成を県や国と比較すると、令和2年（2020年）時点では20歳代前半および60～70歳代前半の割合が高い一方、40歳代後半～50歳代前半の割合が低くなっていることがわかります。

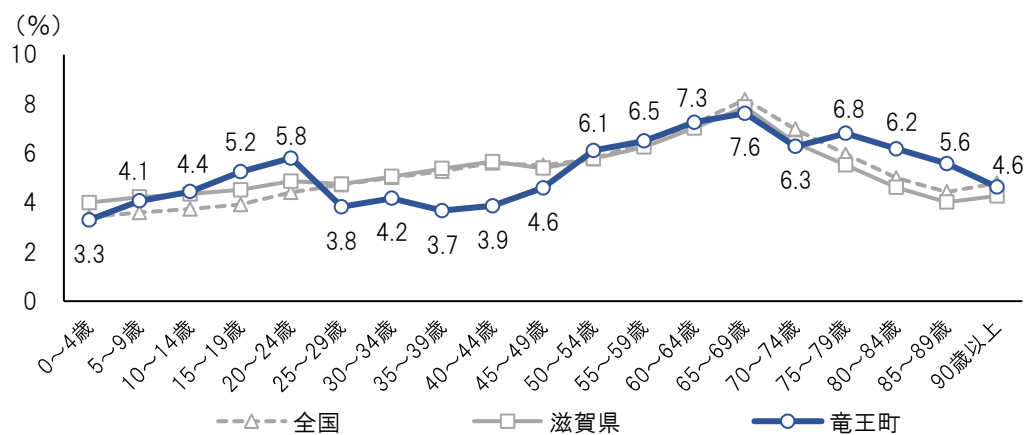
令和22年（2040年）時点の内訳をみると、75歳以上の割合が高くなっている一方、20歳代後半から40歳代後半の割合が特に低くなっており、福祉ニーズが一層高まる一方で、ニーズに対応できる現役世代の更なる不足が懸念されます。

### ■各年齢層の総人口に占める割合の比較（令和2年（2020年））



資料：国勢調査

### ■各年齢層の総人口に占める割合の比較（令和22年（2040年））



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

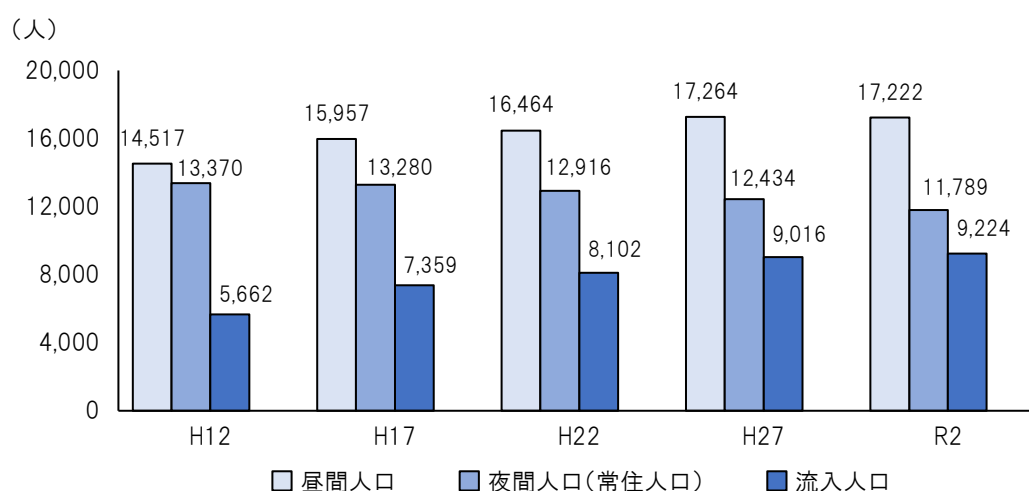
### ③日中に活動する人口の特徴

本町の昼間人口と夜間人口（常住人口）をみると、昼間人口は増加傾向にある一方で夜間人口は減少傾向にあります。また、通勤や通学を目的として日中に他自治体から訪れる人口（流入人口）についても増加傾向にあります。

昼夜間人口比率は令和2年（2020年）時点で146.1%と、滋賀県において最も高い値となっています。また、流入人口の昼間人口に占める割合は53.6%で、こちらも滋賀県において最も高い値となっています。

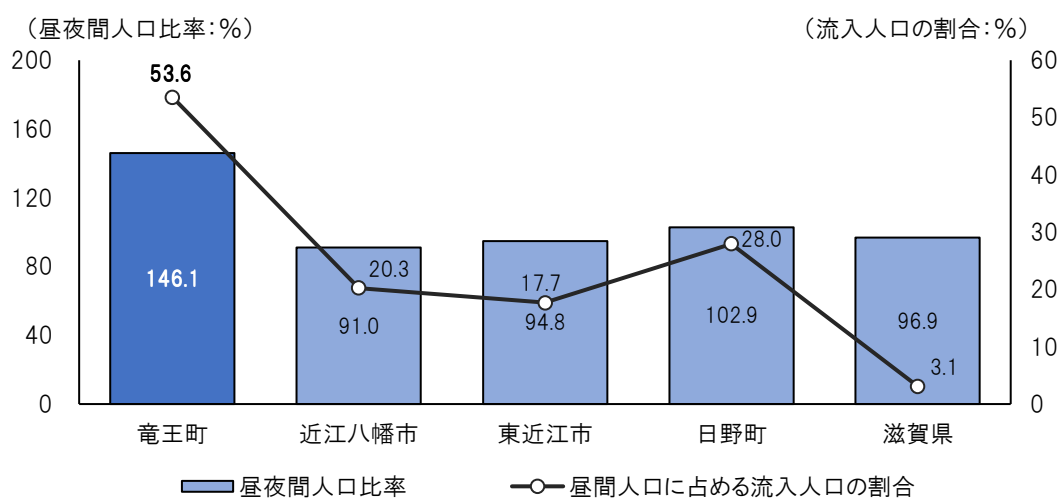
このことにより、平日の日中に本町に滞在している人口の約半数が他市町村の方で構成されており、日中における見守りなど、普段から地域活動に携わることのできる人口が本町は他市町に比べて特に少ない、という可能性が想定されます。

### ■昼間人口と夜間人口および流入人口の推移



資料：国勢調査

### ■昼夜間人口比率と昼間人口に占める流入人口の割合（令和2年（2020年））



資料：国勢調査

#### ④竜王町を中心とした人口集中地区の分布状況

人口集中地区とは、基本単位区の人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の区が連続しており、隣接する基本単位区との合計人口が5,000人以上の地区のことです。

竜王町内には人口集中地区は存在しませんが、隣接する近江八幡市や東近江市、野洲市や湖南市、甲賀市の比較的本町よりの場所に人口集中地区が複数存在しており、近隣市街地からのアクセスがしやすい環境を有しているといえます。

#### ■人口集中地区の分布状況（令和2年（2020年））



資料：国勢調査、地理院地図  
※色付きの範囲が人口集中地区に該当

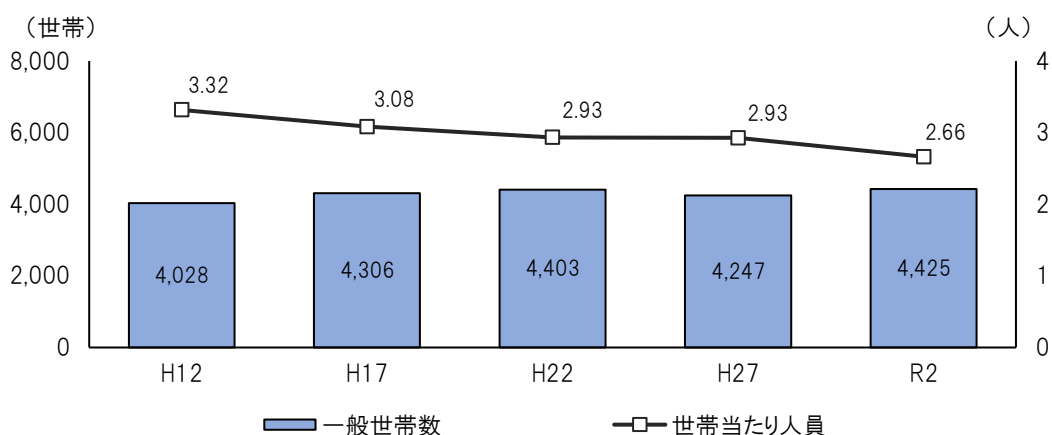
## (2) 世帯構成

### ①世帯構成の特徴

本町の一般世帯数は平成22年(2010年)をピークとして一時的に減少したものの、令和2年(2020年)には再度増加に転じて4,425世帯となっています。世帯数の増加と人口の減少が同時に進行している結果として、世帯あたり人員も減少傾向が続いており、令和2年(2020年)時点で1世帯あたり2.66人となっています。

単独世帯数についても一般世帯数と同様に、平成22年(2010年)をピークとして一時的に減少したものの、それ以降は再度上昇に転じ、令和2年(2020年)時点で1,424世帯となっています。一般世帯数に占める単独世帯数の割合はほぼ横ばいですが、全体の約3割を一人暮らしの世帯が占めていることがわかります。なお、単独世帯数の約半数を会社等の独身寮の単身者が占めています。

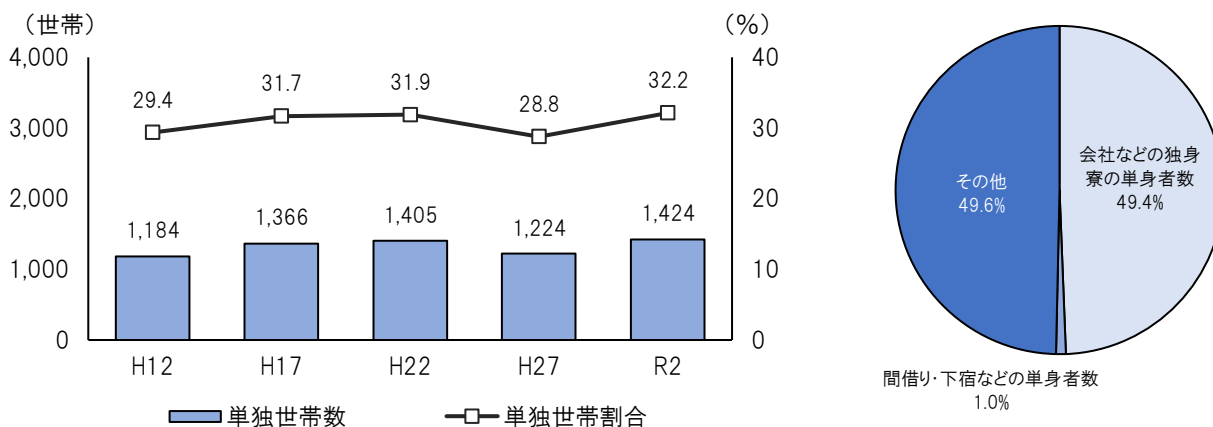
### ■一般世帯数と世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

### ■単独世帯数と一般世帯数に占める単独世帯数の割合の推移 (左)

### ■単独世帯数の内訳 (令和2年(2020年)時点) (右)



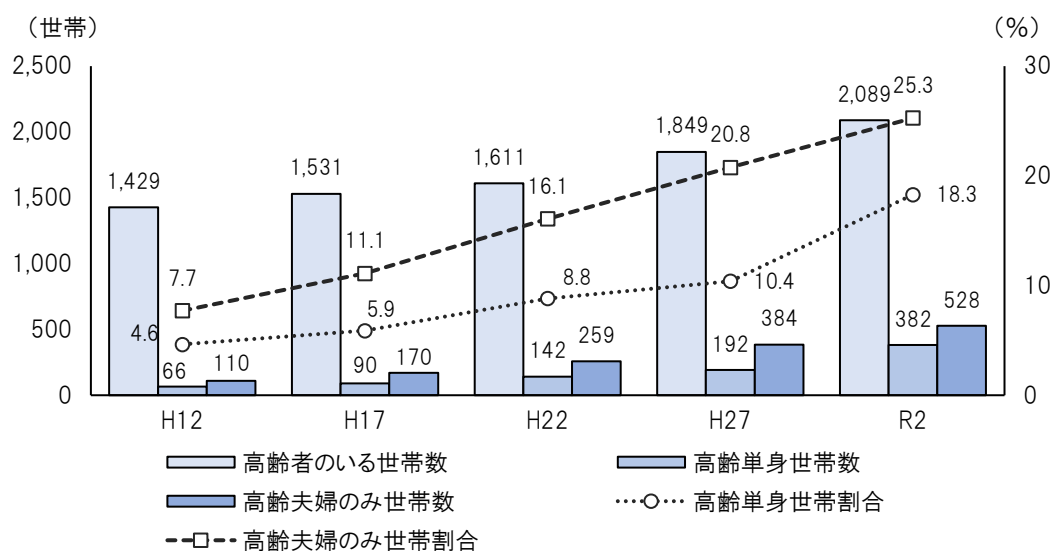
資料：国勢調査

## ②高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、令和2年（2020年）時点で2,089世帯となっています。内訳として、高齢単身世帯は382世帯（全体の18.3%）、高齢夫婦世帯は528世帯（全体の25.3%）となっており、高齢独居・老々介護のリスクを抱える世帯が増加しています。

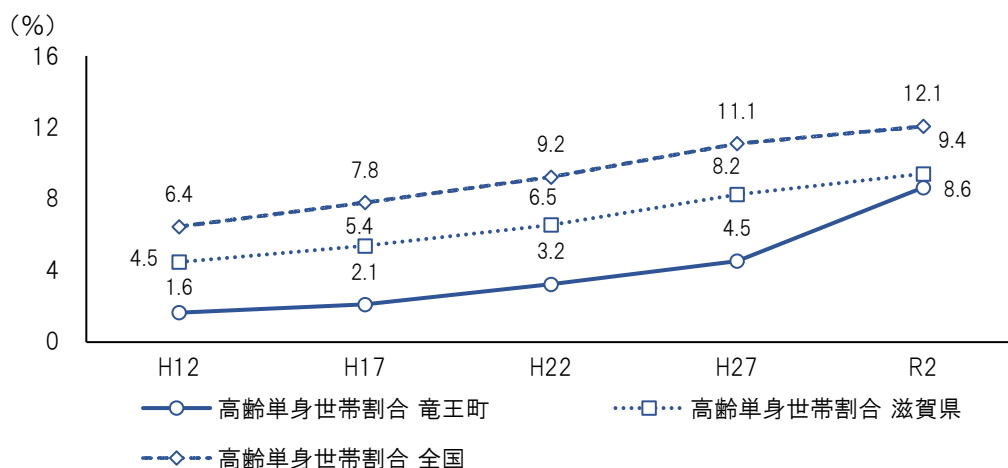
一般世帯数に占める高齢単身世帯の割合の推移をみると、国や県より低い値で推移してきていますが、近年はその割合が上昇傾向にあり、県平均に近い値となっています。

### ■高齢者のいる世帯数と割合の推移



資料：国勢調査

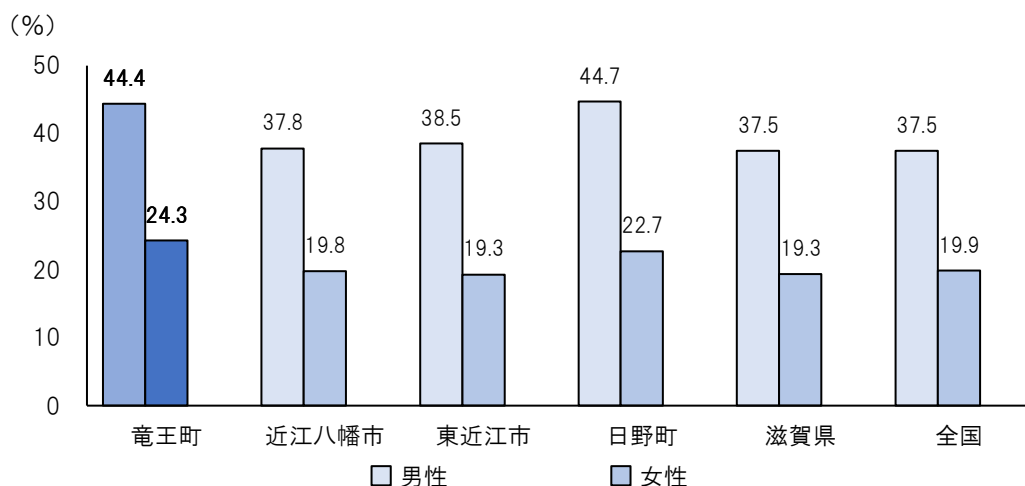
### ■一般世帯数に占める高齢単身世帯割合の推移



資料：国勢調査

本町の65歳以上の方の労働力率をみると、男性は44.4%、女性は24.3%で、男性・女性ともに国や県よりも高い値となっており、比較的元気な高齢者が多いことが伺えます。

■65歳以上人口の労働力率（令和2年（2020年））

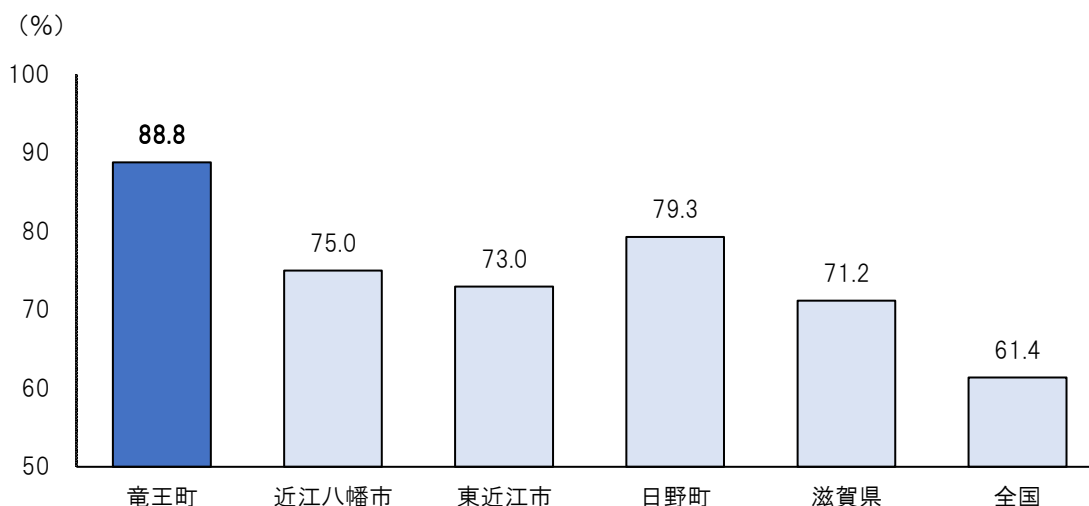


資料：国勢調査

③住まいの状況

本町の持ち家率は88.8%で、近隣市町や県、国と比べても高い値となっており、住まいの保障がされている世帯が比較的多いことが伺えます。

■持ち家率の比較（令和2年（2020年））



資料：国勢調査

※持ち家率は「持ち家の世帯数÷住宅に住む一般世帯数」で算出

### (3) 支援や配慮を必要とする方々の状況

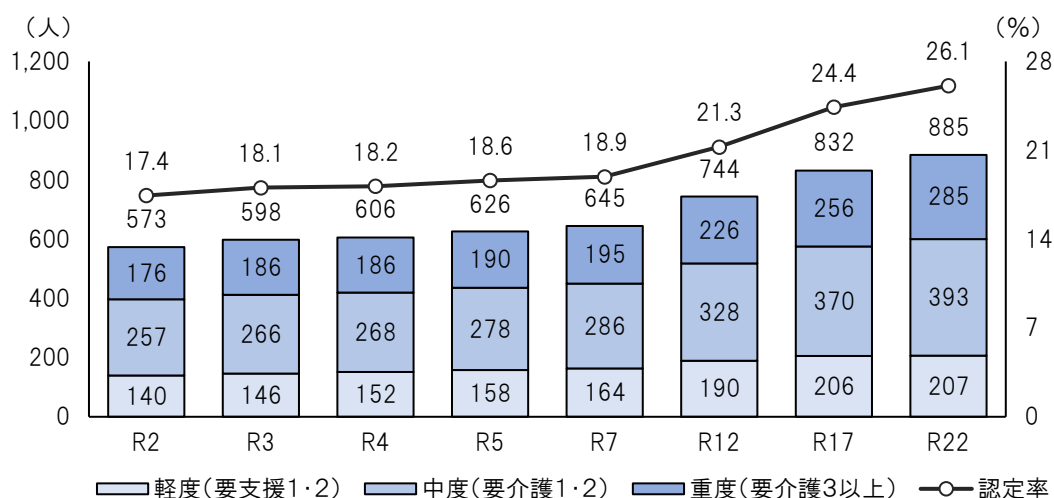
#### ① 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数は今後も増加傾向で推移する見込みであり、令和2年（2020年）時点で573人であった要支援・要介護認定者数は、10年後の令和12年（2030年）で744人、20年後の令和22年（2040年）で885人となる見込みです。

認定状況別の内訳をみると、今後は特に要介護3以上の人数が急速に増えていくことが予測されています。

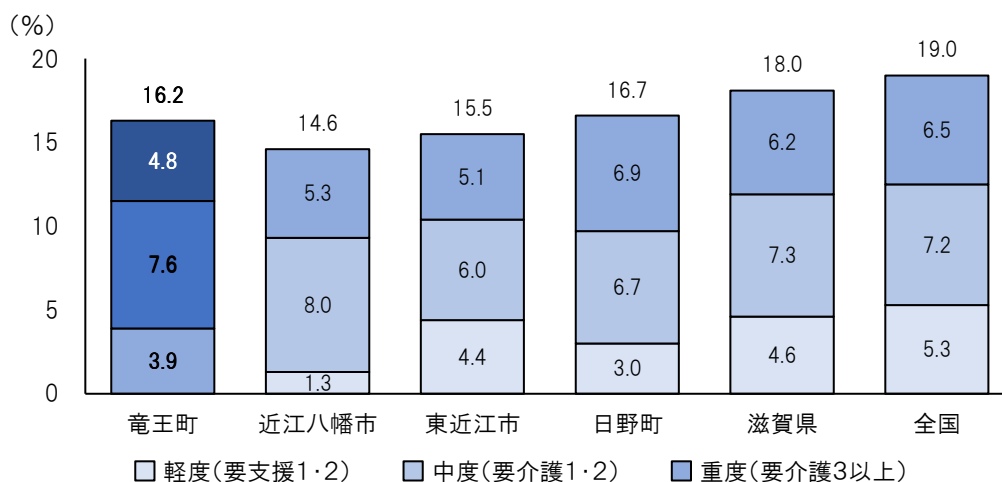
なお、令和4年（2022年）時点の要支援・要介護認定率をみると、全体の認定率は東近江圏域の中でも比較的高くなっていますが、国や県よりは低い値となっています。特に重度認定者の認定率が低く、寝たきり状態の高齢者は比較的小さいことが想定されます。

#### ■ 認定者数の将来推計



資料：いきいき竜王長寿プラン（竜王町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）

#### ■ 認定率の比較（令和4年（2022年））

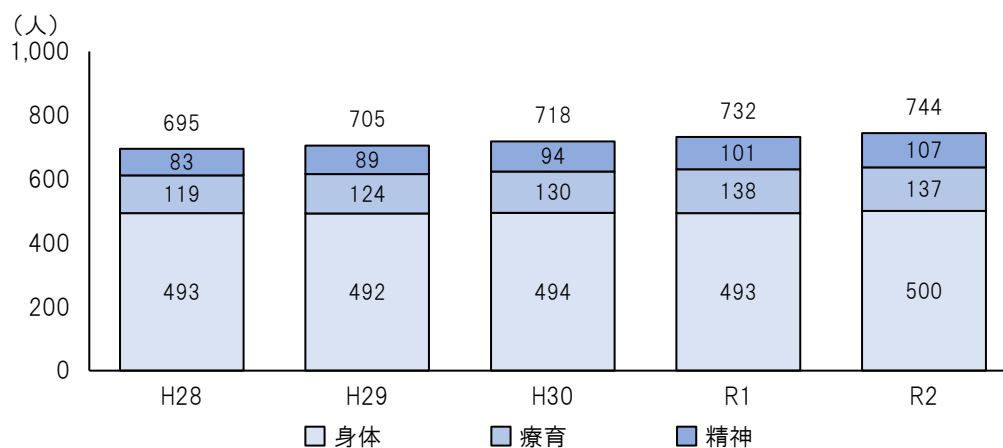


資料：介護保険事業状況報告



## ②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者については増加傾向で推移しており、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者それぞれが年々増加していることがわかります。



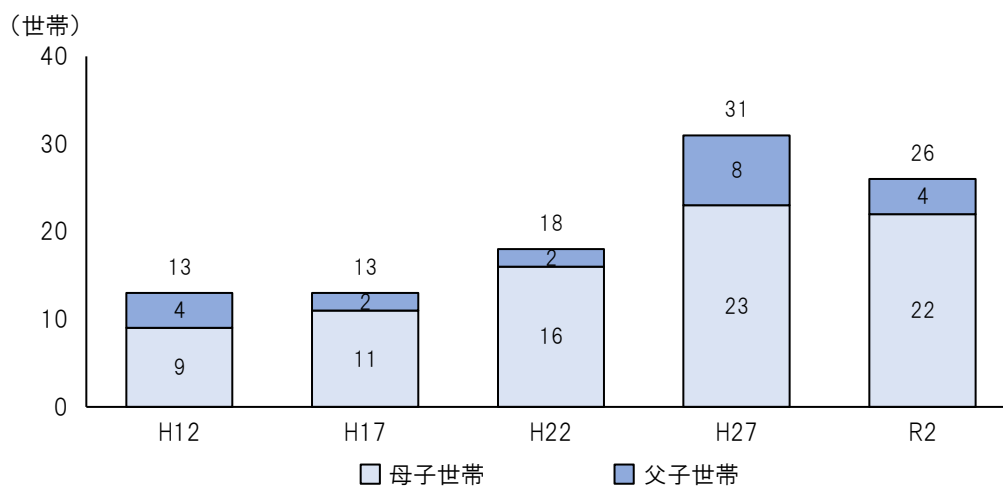
資料：第6期竜王町障がい福祉計画・第2期竜王町障がい児福祉計画

### ③ひとり親世帯・生活保護世帯の状況

ひとり親世帯数については、平成 27 年（2015 年）をピークとして減少に転じています。ひとり親世帯は子どもの貧困問題を抱える可能性が高いため、教育や就労分野とも連携した支援が求められます。

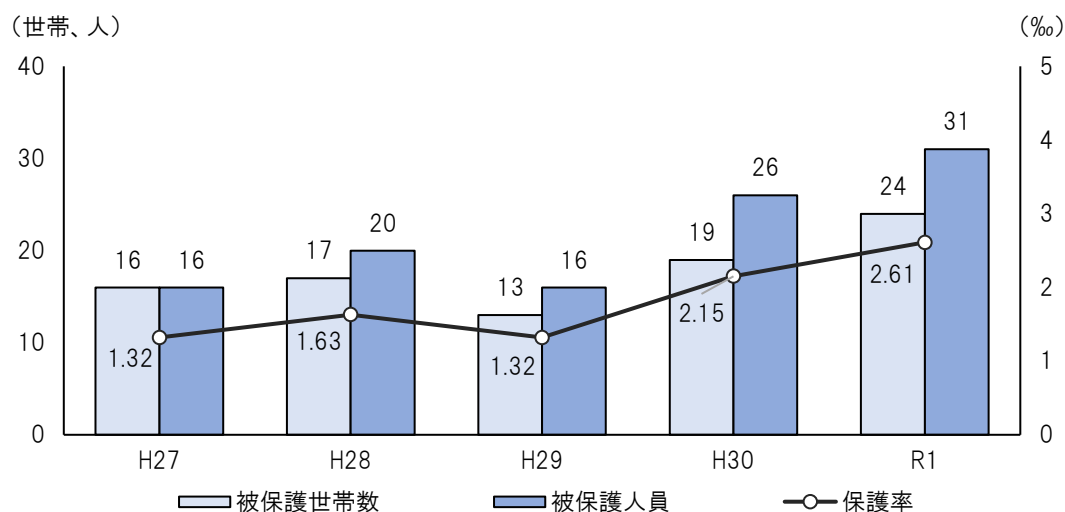
被保護世帯数および被保護人員は増加傾向にあり、併せて保護率も上昇傾向にあります。

#### ■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

#### ■被保護世帯数・被保護人員・保護率の推移



資料：東近江健康福祉事務所 事業年報

## 2. アンケート調査からみる竜王町の現状

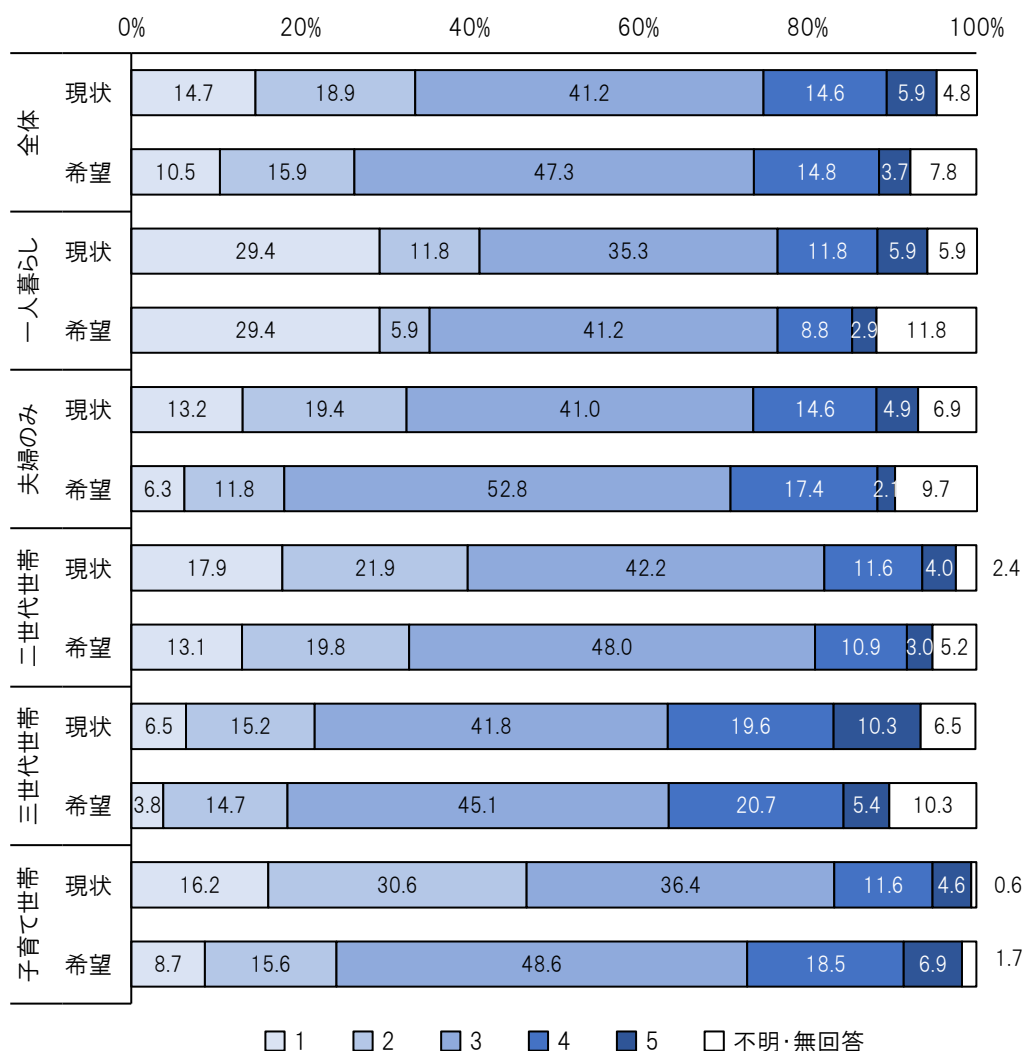
### (1) 地域との関わり

#### ① 近所づきあいの程度

現在のつきあいの程度については「3」が41.2%で最も高くなっています。世帯構成別で見ると、一人暮らしや二世帯世帯、子育て世帯の場合に「1」や「2」が高く、ご近所とのつながりが希薄になっている可能性が伺えます。

希望するつきあいの程度については、どの世帯構成でも「1」「2」が低下し「3」以上が上昇しています。特に夫婦のみ世帯や子育て世帯においてその傾向が強くみられる一方、一人暮らし世帯はあまり大きな変化はみられません。

■あなたは現在、どの程度のご近所づきあいをされていますか。／どのようなおつきあいをしたいと考えていますか。(町民対象調査、子育て世帯対象調査)



※選択肢は1～5の度数で示しており、1に近いほど関わりが浅く、5に近いほど関わりが深いことを表しています。

## ②地域活動の参加状況

個人・団体として参加している地域活動や学習・教養活動については、「自治会・隣組活動」が58.1%と最も高く、次いで「地域活動に参加していない」が19.7%、「老人クラブ活動」が16.6%となっています。

■あなたは個人・団体としてどのような地域活動や学習・教養活動に参加していますか。(町民対象調査)

単位：%

		自治会・隣組活動	婦人会等の活動	保護者会・PTA活動	青年団活動	子ども会活動	老人クラブ活動	ボランティア活動	公民館活動	文化・スポーツ活動	消防団・自主防災組織
	全体 (n=735)	58.1	4.8	11.8	1.0	8.8	16.6	13.2	6.3	12.7	5.6
年齢別	20歳代 (n=38)	21.1	2.6	0.0	2.6	0.0	0.0	5.3	0.0	2.6	0.0
	30歳代 (n=124)	35.5	11.3	22.6	4.0	22.6	0.8	3.2	1.6	8.9	8.9
	40歳代 (n=100)	57.0	9.0	39.0	1.0	29.0	0.0	14.0	4.0	9.0	8.0
	50歳代 (n=127)	78.0	3.1	11.8	0.0	4.7	0.0	8.7	3.9	13.4	3.9
	60～65歳未満 (n=92)	75.0	3.3	3.3	0.0	1.1	1.1	19.6	5.4	15.2	6.5
	65～75歳未満 (n=171)	64.3	2.3	0.0	0.0	0.0	51.5	20.5	12.9	15.8	5.8
	75歳以上 (n=62)	45.2	0.0	0.0	0.0	1.6	48.4	16.1	9.7	16.1	0.0
自治会規模別	200人以下 (n=109)	73.4	9.2	16.5	2.8	10.1	22.9	17.4	9.2	15.6	11.0
	201～400人 (n=307)	59.6	2.6	9.4	0.3	9.1	18.9	14.3	5.5	12.1	4.6
	400人以上 (n=271)	51.3	5.2	12.9	0.4	8.5	11.8	10.7	5.5	11.1	4.4
	新興住宅 (n=208)	49.0	1.0	13.5	0.0	10.1	2.9	10.6	4.3	11.5	3.8
付き合い別	浅い・関わりがない (n=247)	36.8	1.6	8.9	1.2	7.3	3.6	4.5	2.0	4.9	2.4
	中間 (n=303)	66.7	8.3	12.2	0.3	9.6	21.8	15.2	8.6	17.2	5.0
	深い・関わりがある (n=150)	76.7	3.3	18.0	2.0	10.7	24.7	22.0	9.3	16.7	12.0

		町民の健康を増進する活動	障がい者等町民の人権を守る活動	環境を保護する活動	青少年を非行等から守る活動	民生委員児童委員や地区福祉委員など地域の福祉を豊かにする活動	住民活動やNPO、まちづくりなどの活動	地域活動に参加していない	その他	不明・無回答
	全体 (n=735)	4.9	1.4	6.3	1.0	2.6	2.0	19.7	1.8	5.4
年齢別	20歳代 (n=38)	2.6	2.6	5.3	0.0	0.0	0.0	63.2	2.6	2.6
	30歳代 (n=124)	2.4	0.8	2.4	1.6	0.8	3.2	36.3	0.8	4.8
	40歳代 (n=100)	2.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	20.0	1.0	2.0
	50歳代 (n=127)	3.9	0.8	5.5	0.8	3.1	2.4	14.2	1.6	0.8
	60～65歳未満 (n=92)	9.8	1.1	6.5	3.3	4.3	2.2	7.6	3.3	5.4
	65～75歳未満 (n=171)	7.0	2.3	11.1	0.6	4.1	2.3	10.5	1.8	7.6
	75歳以上 (n=62)	6.5	3.2	6.5	0.0	3.2	0.0	16.1	1.6	14.5
自治会規模別	200人以下 (n=109)	7.3	0.0	6.4	2.8	2.8	0.9	11.0	1.8	4.6
	201～400人 (n=307)	6.8	1.3	7.5	0.7	3.9	2.0	19.5	2.9	6.2
	400人以上 (n=271)	2.2	1.8	3.3	0.4	1.1	2.2	22.9	0.4	4.1
	新興住宅 (n=208)	2.9	1.4	2.4	0.5	0.5	1.9	26.4	0.5	4.3
付き合い別	浅い・関わりがない (n=247)	1.2	0.8	0.4	0.0	0.4	0.4	40.5	0.8	5.7
	中間 (n=303)	7.6	1.0	5.9	1.7	3.6	1.7	9.2	2.0	5.3
	深い・関わりがある (n=150)	6.7	2.7	14.7	1.3	4.0	4.0	7.3	2.7	6.0

### ③地域活動の参加阻害要因

地域活動に参加するうえで、支障になることについては、「仕事を持っているので時間がない」が53.5%と最も高く、次いで「興味のもてる活動が見つからない」が17.6%、「人間関係がわずらわしい」が16.1%となっています。

#### ■あなたが地域活動に参加するうえで、支障になることがありますか。(町民対象調査)

単位：%

		仕事を持っているので時間がない	家事・育児に忙しくて時間がない	家族の支持・理解がない	家族のなかに病気の方、要介護者、障がい者がいて介護や介助等で時間がない	健康や体力に自信がない	どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない	人間関係がわずらわしい	子どもをみてくれる人や施設がない	身近なところの活動の場がない	興味のもてる活動が見つからない	その他	不明・無回答
	全体 (n=735)	53.5	14.4	2.9	5.3	15.9	8.0	16.1	3.5	4.4	17.6	4.5	11.7
年齢別	20歳代 (n=38)	71.1	18.4	2.6	5.3	7.9	2.6	18.4	2.6	13.2	31.6	7.9	7.9
	30歳代 (n=124)	71.0	38.7	4.8	2.4	6.5	14.5	21.0	13.7	4.0	16.9	0.8	1.6
	40歳代 (n=100)	74.0	31.0	3.0	4.0	11.0	6.0	24.0	6.0	5.0	17.0	6.0	5.0
	50歳代 (n=127)	72.4	7.1	2.4	8.7	8.7	3.9	15.7	0.0	2.4	15.7	0.8	7.9
	60～65歳未満 (n=92)	51.1	4.3	1.1	9.8	18.5	14.1	16.3	0.0	3.3	15.2	3.3	15.2
	65～75歳未満 (n=171)	28.1	2.3	4.1	5.3	25.1	5.8	12.3	1.2	4.7	18.7	6.4	19.3
	75歳以上 (n=62)	9.7	3.2	0.0	1.6	35.5	4.8	4.8	0.0	4.8	12.9	9.7	25.8
自治会規模別	200人以下 (n=109)	50.5	20.2	3.7	6.4	14.7	5.5	10.1	2.8	6.4	15.6	3.7	17.4
	201～400人 (n=307)	51.5	10.1	2.9	5.5	17.3	7.2	16.6	3.3	6.2	19.5	3.9	12.4
	400人以上 (n=271)	57.2	18.5	2.2	5.5	15.5	8.5	17.7	4.1	1.8	17.0	4.8	8.5
	新興住宅 (n=208)	58.2	16.3	3.4	4.3	14.9	10.1	13.5	5.8	3.4	21.6	5.8	8.7
付き合い別	浅い・関わりがない (n=247)	63.2	17.8	3.6	4.9	14.6	10.1	24.3	4.5	4.5	21.9	2.8	5.7
	中間 (n=303)	46.9	15.2	3.3	7.3	18.2	8.3	13.2	3.6	5.0	18.5	5.0	13.9
	深い・関わりがある (n=150)	55.3	9.3	1.3	3.3	14.0	2.7	10.7	2.0	3.3	9.3	5.3	12.7

## (2) 支援を求める相手

### ①生活の困りごと

普段の生活の中で困っていることや不安になっていることについては、「健康に関すること」が35.4%と最も高く、次いで「公共交通が不便」が29.1%、「特にない」が22.9%となっています。

所得別にみると、所得段階Ⅲでは「公共交通が不便」が低くなっています。また、所得段階が低くなるほど、「健康に関すること」「生活費や医療費などお金に関すること」が高くなっています。

### ■普段の生活の中で困っていることや不安になっていることは何ですか。(町民対象調査)

単位：%

		健康に関すること	家族の介護に関すること	子育てに関すること	子どもの安全に関すること	住まいに関すること	就職に関すること	生活費や医療費などお金に関すること	災害時の避難方法など災害・防災に関すること	調理、掃除、洗濯などの毎日の家事	日常の買い物(食料品や日用品等)に関すること
	全体 (n=735)	35.4	21.1	11.3	10.9	12.5	5.4	22.6	8.4	3.3	5.3
所得別	所得段階Ⅰ (n=305)	31.8	22.0	11.5	10.8	9.2	4.3	18.4	6.6	2.6	4.6
	所得段階Ⅱ (n=222)	37.8	19.4	15.3	12.6	14.4	4.1	24.8	10.4	3.6	6.3
	所得段階Ⅲ (n=72)	40.3	26.4	5.6	6.9	15.3	12.5	27.8	8.3	4.2	6.9
世帯別	一人暮らし (n=34)	38.2	2.9	0.0	0.0	8.8	11.8	26.5	5.9	2.9	5.9
	夫婦のみ (n=144)	48.6	18.8	2.1	4.9	13.2	1.4	27.1	12.5	2.8	6.3
	二世帯世帯 (n=329)	31.9	16.4	17.3	13.4	14.9	5.2	22.2	7.6	4.3	6.1
	三世帯世帯 (n=184)	31.5	33.2	10.9	11.4	7.1	7.1	18.5	7.1	2.7	4.3

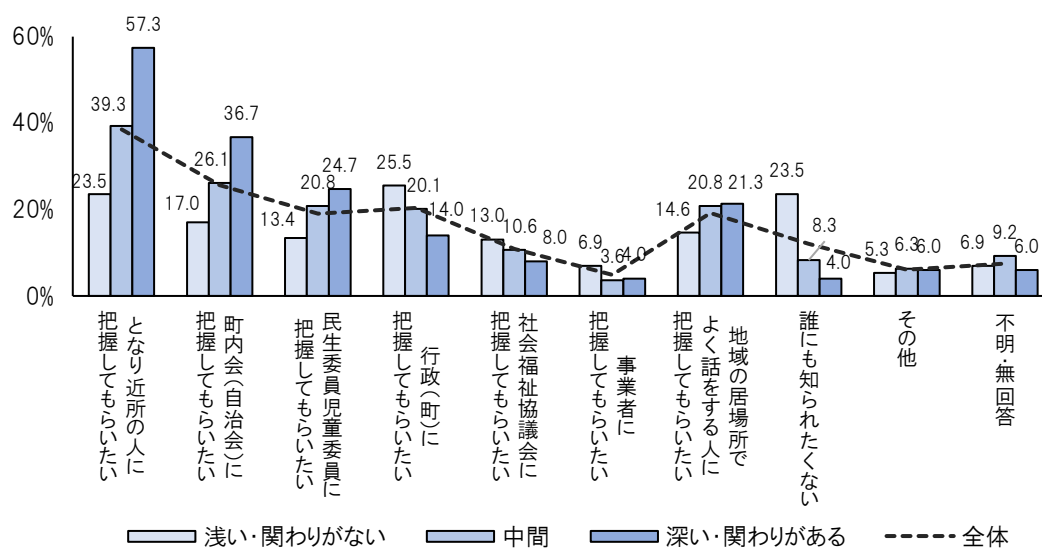
		ゴミ出しや庭木の手入れ、電球交換など、毎日ではない家事	公共交通が不便	日中の過ごす居場所がない	役場等の手続きの仕方がわからない・必要な情報が届かない	身近に相談や交流ができる人がいない	悪質商法など消費者問題に関すること	特にない	その他	不明・無回答
	全体 (n=735)	4.1	29.1	1.6	2.6	2.6	2.9	22.9	4.5	5.4
所得別	所得段階Ⅰ (n=305)	2.6	33.4	1.3	1.3	2.0	2.6	21.3	5.9	4.6
	所得段階Ⅱ (n=222)	4.1	29.7	1.8	1.8	1.8	3.6	25.2	3.2	5.4
	所得段階Ⅲ (n=72)	4.2	16.7	4.2	4.2	2.8	2.8	16.7	4.2	8.3
世帯別	一人暮らし (n=34)	5.9	29.4	2.9	0.0	5.9	2.9	23.5	2.9	8.8
	夫婦のみ (n=144)	5.6	28.5	0.0	2.8	3.5	2.1	20.8	2.8	6.3
	二世帯世帯 (n=329)	4.0	34.0	2.4	3.3	3.0	2.7	24.0	4.3	3.3
	三世帯世帯 (n=184)	2.7	20.1	1.6	0.0	0.5	3.3	22.8	6.0	7.6

## ②支援を求める相手

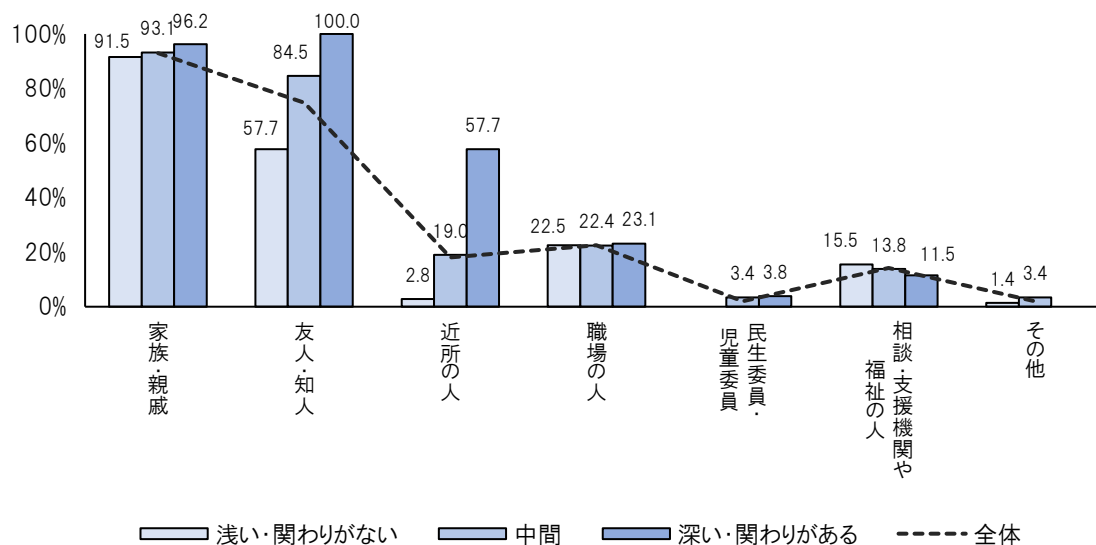
支援が必要な際に自分の情報を把握しておいてほしい相手については、全体では「となり近所の人に把握してもらいたい」が高くなっています。近所づきあいの程度別でみると、関わりがあるほど隣近所や町内会、民生委員児童委員など地域での把握を求める一方、関わりが浅い場合には行政や社会福祉協議会など公的機関での把握を求める傾向がみられます。

また、子育てに関する相談で頼れる相手についても、近所と関わりがあるほど近所の人という回答が上昇する一方、関わりが浅い場合には「相談・支援機関や福祉の人」といった公的機関の回答が上昇しています。

### ■自分が支援を必要とするとき、自分の情報を把握しておいてもらいたいと考える相手は誰ですか。(町民対象調査)



### ■「子育てに関する相談」で頼れる人がいる場合、それは誰ですか。(子育て世帯対象調査)

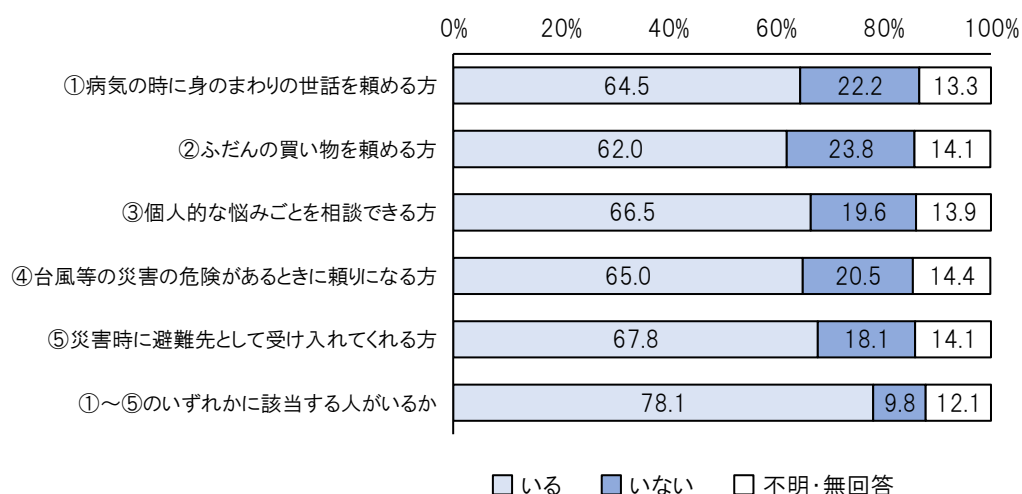


### ③ふだんの暮らしの中で助けてくれる人（近居者）

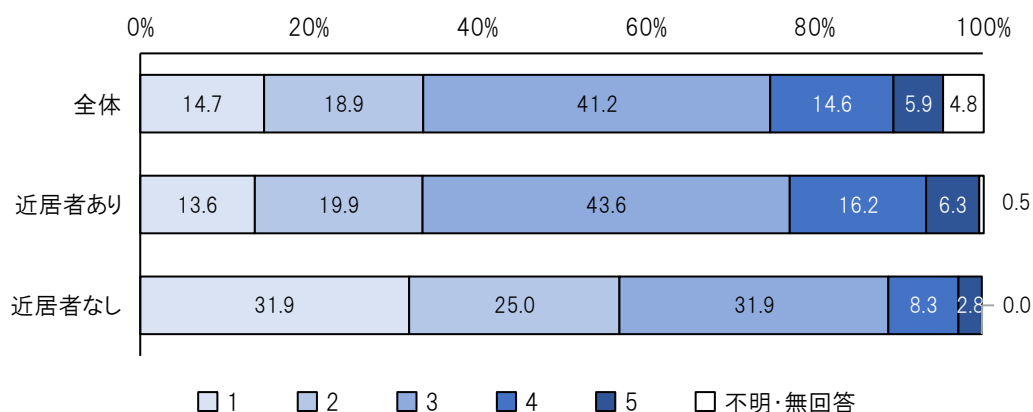
いざという時に助けてくれる人が近くにいるかどうかについては、病気の時やふだんの買い物、災害時の支援などそれぞれは6～7割程度となっていますが、質問項目のうち、いずれか一つでも該当する（ふだんの暮らしの中で、助けてくれる人が近くにいる）と回答した割合は78.1%で、回答者の多くが、いざという時に頼れる人がいることが伺えます。

一方で、ふだんの暮らしの中で、助けてくれる人が近くにいない（近居者なし）と回答した方は、ご近所とのつきあいも希薄になっている傾向がみられることから、地域において孤立するリスクを抱えていることが伺えます。

### ■あなたの世帯には、次のような方（同居していない子などの家族・親族、友人・知人を含む）はいますか。（町民対象調査）



### ■あなたは現在、どの程度のご近所づきあいをされていますか。（町民対象調査）



※選択肢は1～5の度数で示しており、1に近いほど関わりが浅く、5に近いほど関わりが深いことを表しています。



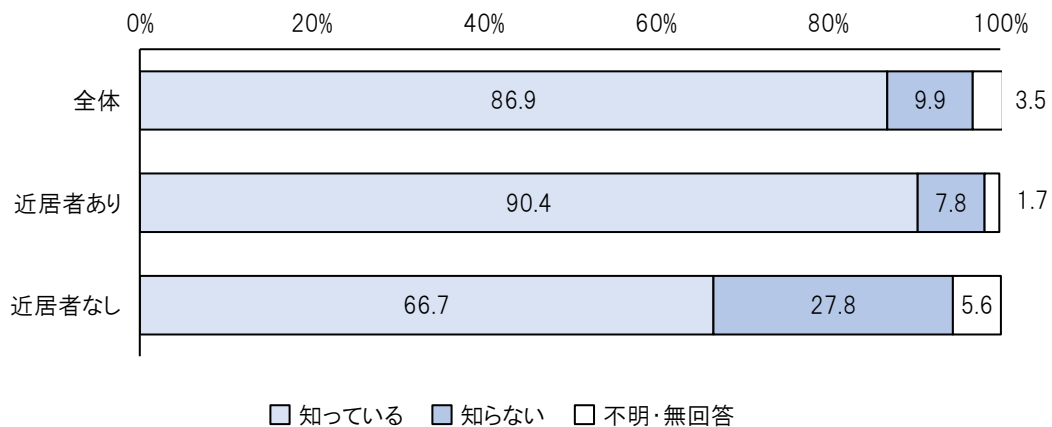
### (3) 安全・安心な暮らし

#### ①災害時の対応

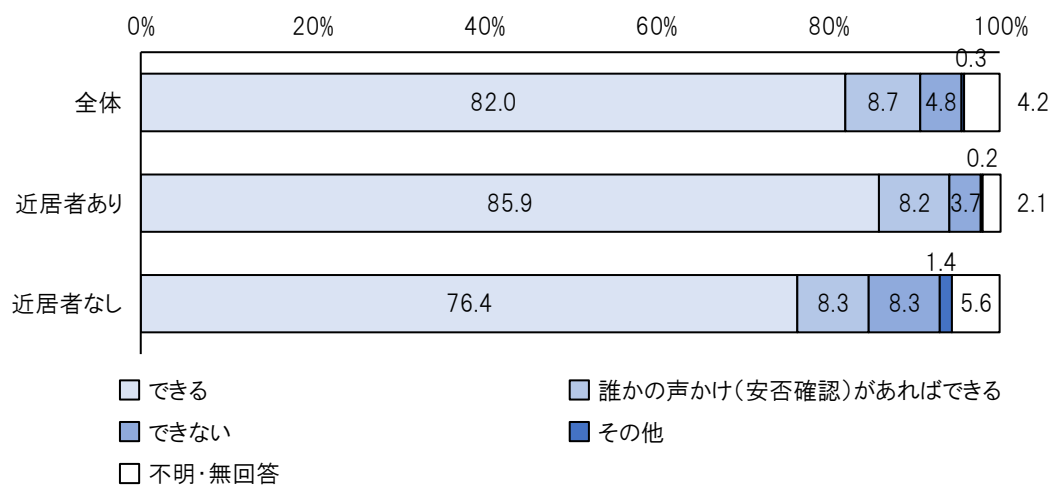
災害時の避難先の認知度については、全体では「知っている」が86.9%となっていますが、近居者なし（緊急時等に頼ることのできる家族や友人、知人がいない方）の場合には「知らない」の割合が高くなっています。

また、災害時に一人で避難できるかについては、全体では「できる」が82.0%となっていますが、近居者なしの場合には「できない」の割合が高くなっています。

#### ■風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたは自分自身がどこに避難すればいいかを知っていますか。(町民対象調査)



#### ■風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたは、一人で避難できますか。(町民対象調査)

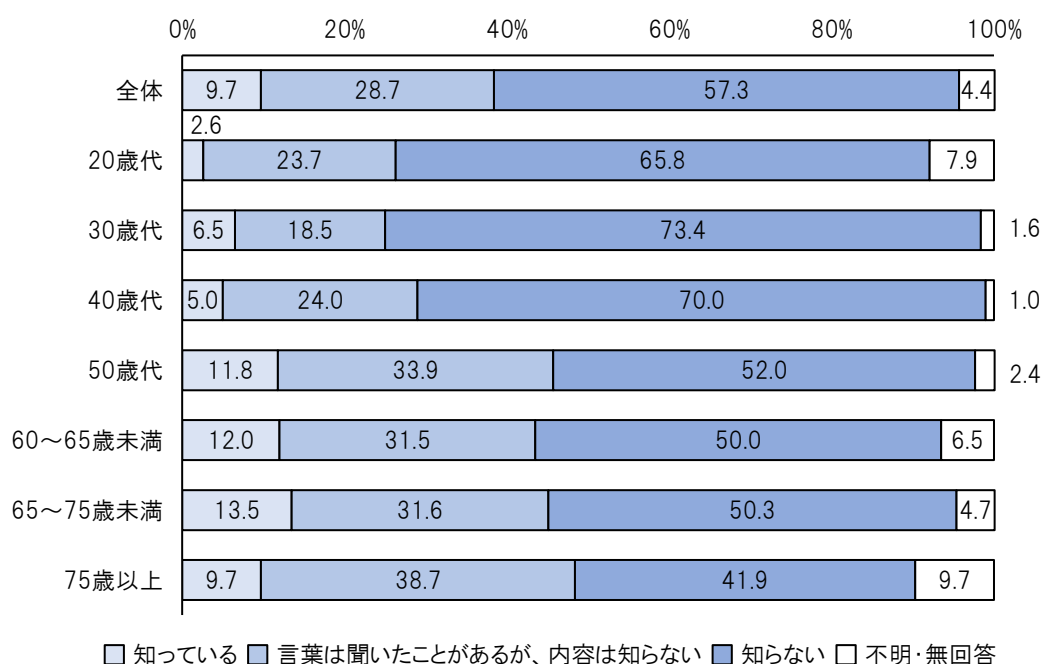


## ②再犯防止

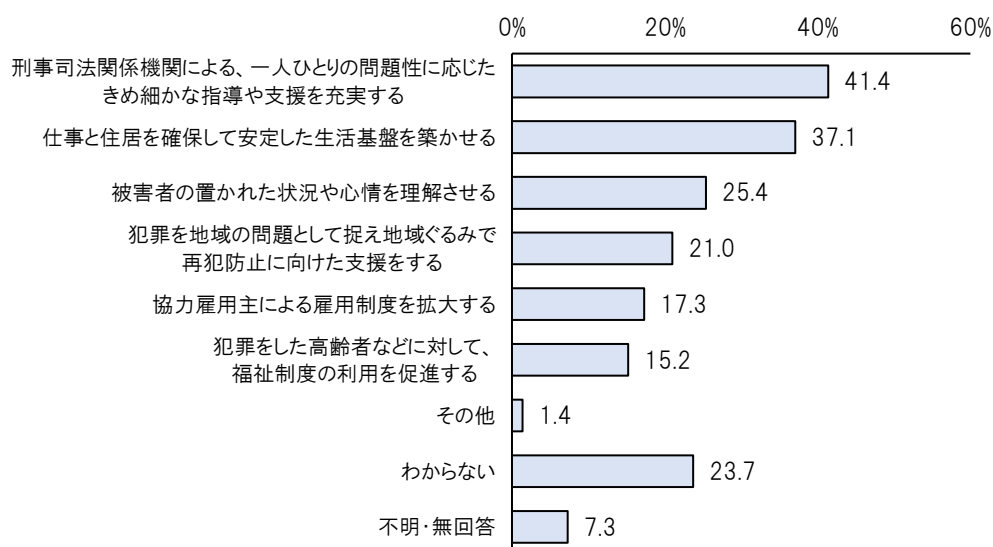
再犯防止の取組の認知度については、全体では「知っている」が9.7%、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.7%となっています。年齢別でみると、40歳代以下と50歳代以上で認知状況に差が生じていることがわかります。

また、再犯防止のために必要な取組については、「刑事司法関係機関による、一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導や支援を充実する」が41.4%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が37.1%となっています。

■国は平成28年(2016年)に「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」を施行し、再犯防止を推進していることを知っていますか。(町民対象調査)



■あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。(町民対象調査)

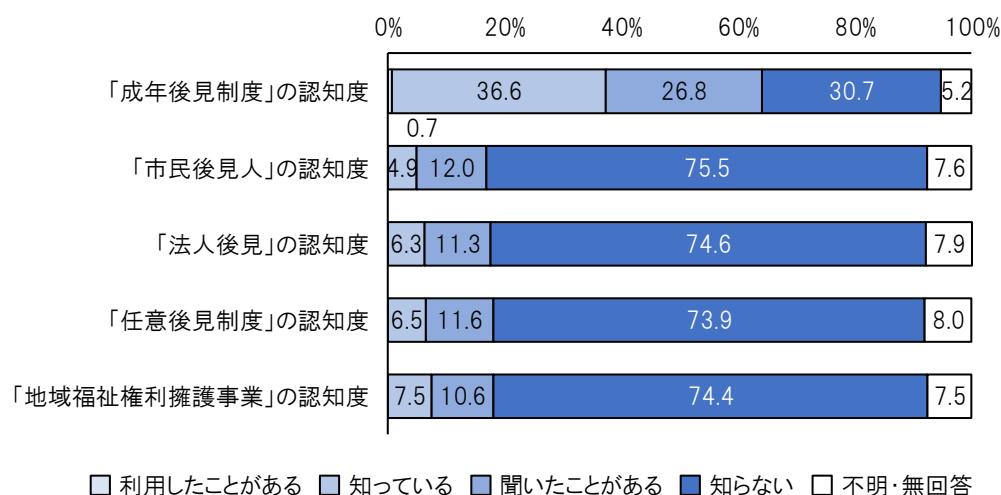


### ③成年後見制度

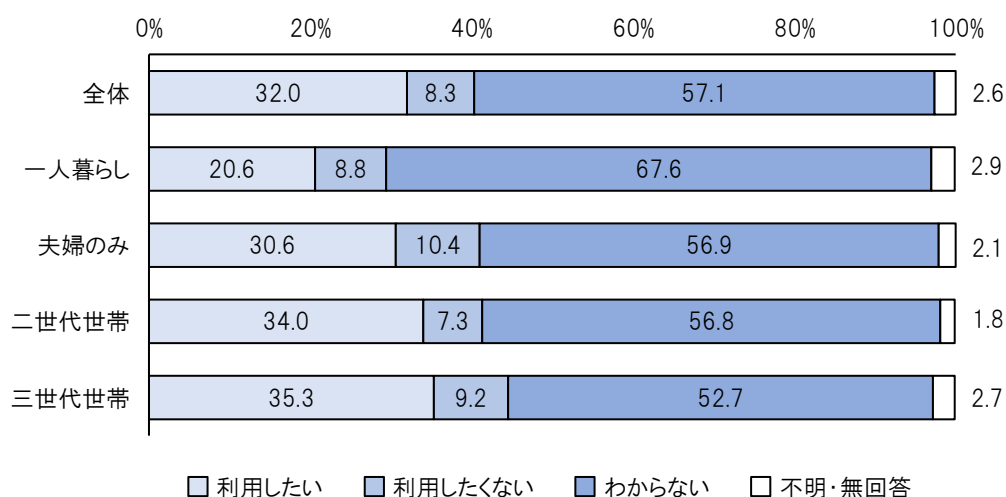
成年後見制度に関連する用語の認知度については、「成年後見制度」以外の用語については「知らない」が7割以上となっており、成年後見の具体的な内容について知っている方は非常に少ないことが伺えます。

また、将来における成年後見制度の利用意向については、全体では「利用したい」が32.0%となっています。世帯構成別でみると、一人暮らしの場合に利用意向が低くなっています。

#### ■あなたは、以下の言葉を知っていますか。(町民対象調査)



#### ■将来的にあなたご自身の判断能力が不十分になった場合、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(町民対象調査)

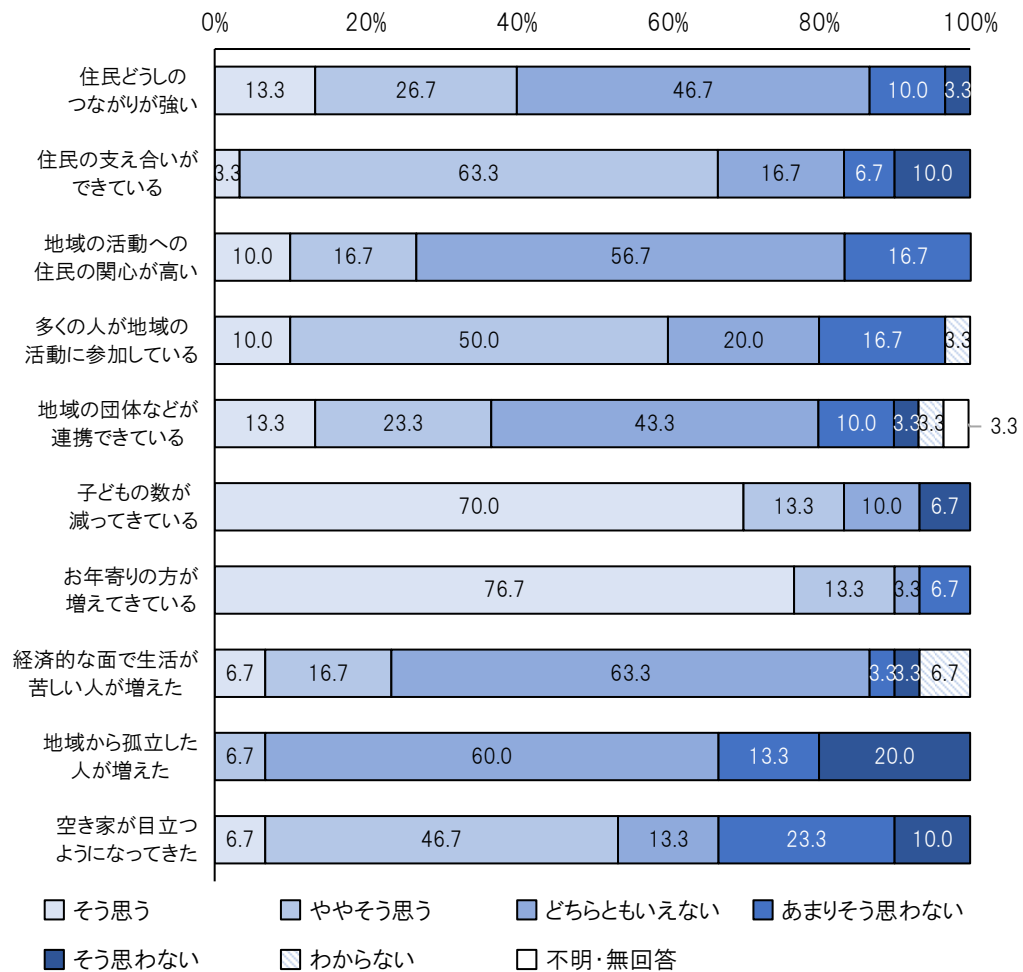


## (4) 自治会の課題

### ①自治会の現状

自治会の現状については、「子どもの数が減ってきている」「お年寄りの方が増えてきている」の割合が特に高く、各自治会において少子化・高齢化が進んでいることが伺えます。一方で、「住民同士の支え合いができて」「多くの人が地域の活動に参加している」の割合も高く、人とのつながりが残る自治会も多くあることが伺えます。

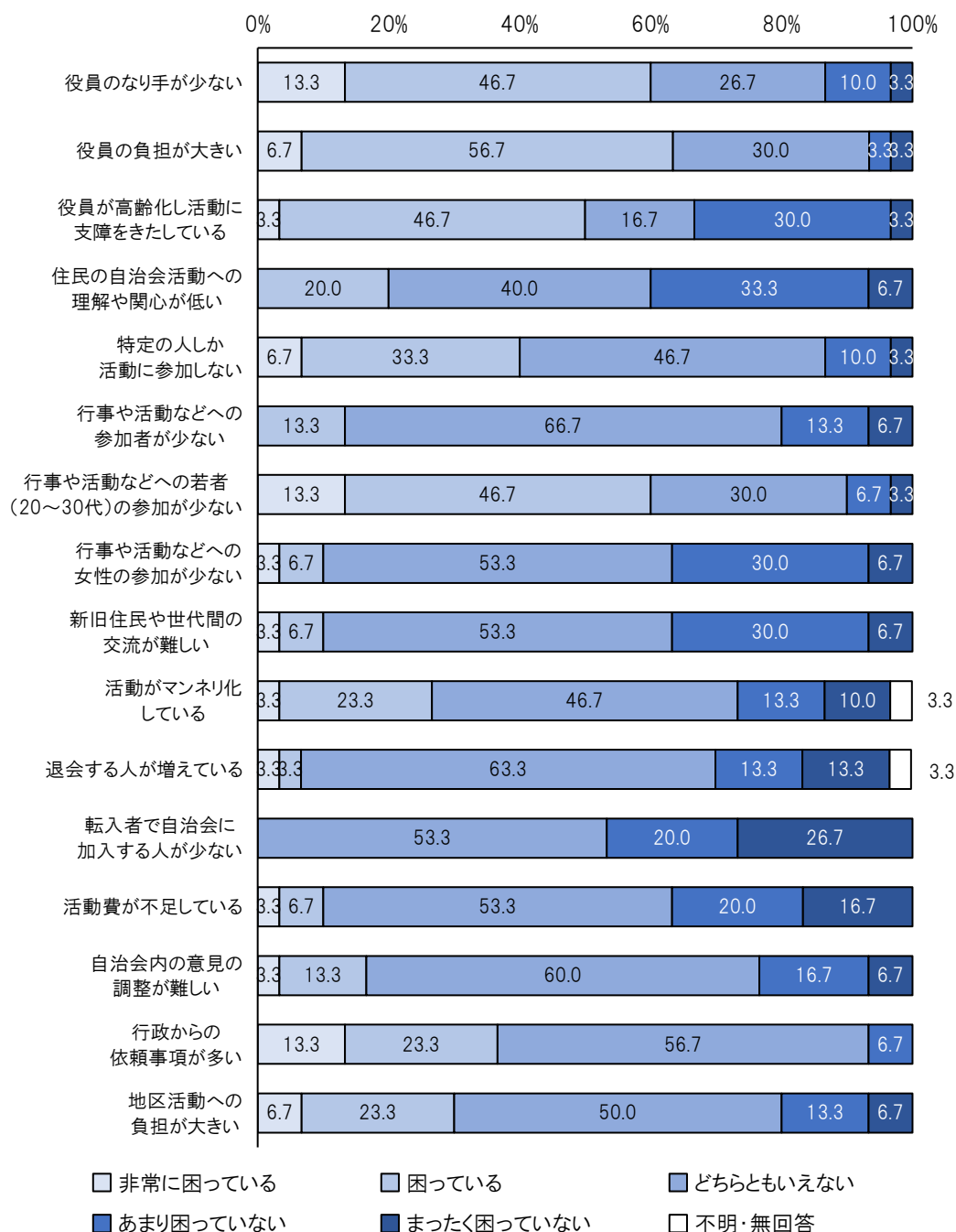
### ■貴自治会の地域の状況について、どのように感じておられますか。(自治会対象調査)



## ②福祉活動を行ううえでの課題

福祉活動を行ううえでの課題については、「役員のなり手が少ない」「役員の負担が大きい」「行事や活動などへの若者の参加が少ない」において困っているという回答が特に多く、少子化・高齢化を背景とした人手不足が大きな課題となっていることがわかります。

■福祉活動を行っていくうえで、課題となっていることや今後予想される事柄について、それぞれ「困難度」についてお答えください。(自治会対象調査)

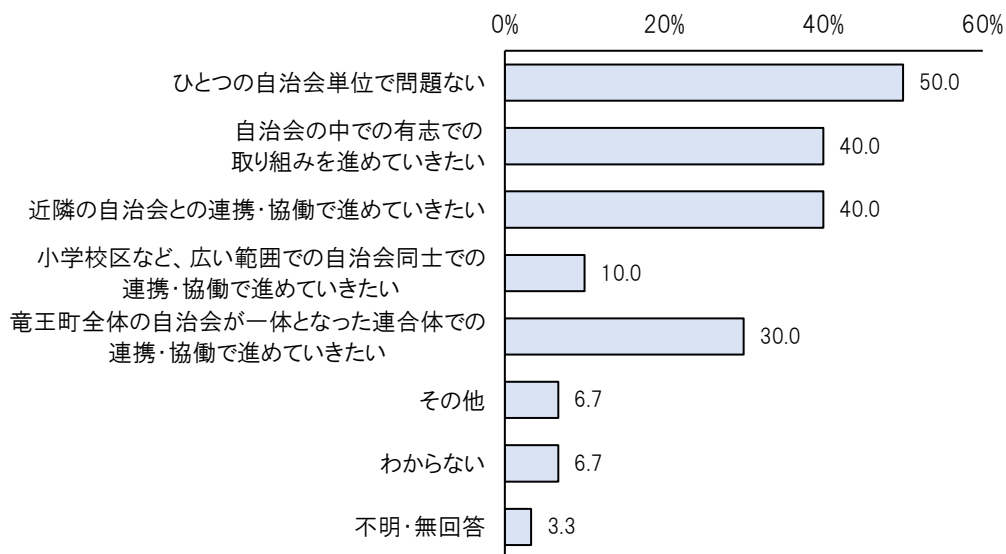


### ③自治会活動の今後のあり方

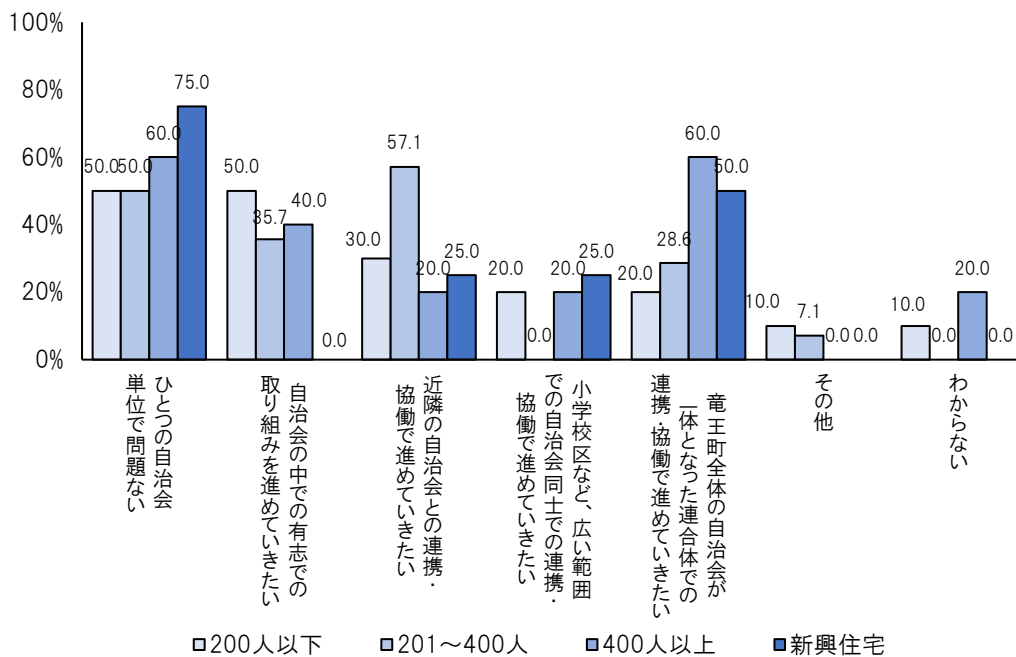
自治会活動の今後のあり方については、「ひとつの自治会単位で問題ない」が50.0%、「自治会の中での有志での取り組みを進めていきたい」「近隣の自治会との連携・協働を進めていきたい」がそれぞれ40.0%となっています。

自治会規模別でみると、規模の大きい自治会ほど自治会単独、あるいは全町的な活動の推進を望ましいと考える一方、規模の小さい自治会では近隣自治会との連携による活動推進を望ましいと考える傾向がみられます。

■人口減少・少子高齢化が進むなか、自治会が今後も継続して、地域で暮らす方々の生活を支える福祉活動に取り組んでいくためには、どのような形で進めていくのが望ましいと思いますか。  
(自治会対象調査)



### 【自治会規模別】



### 3. 策定経過

年月日	内容
令和3年(2021年) 10月12日	第1回策定委員会の開催 【協議事項】 ・アンケート調査の実施について
令和3年(2021年) 11月17日～12月1日	アンケート調査の実施 ・町民対象調査…回収数 735/2,000件(回収率36.8%) ・自治会対象調査…回収数 30/32件(回収率93.8%)
令和4年(2022年) 7月19日	第2回策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価及び方向性について
令和4年(2022年) 10月3日	第3回策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について ・地域づくりにおける現状と報告について
令和4年(2022年) 11月11日	第4回策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和4年(2022年) 12月26日	第5回策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和5年(2023年) 1月10日～1月24日	パブリックコメントの実施
令和5年(2023年) 2月7日	第6回策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案承認について

## 4. 竜王町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 4 月 24 日告示第 68 号)

(設置)

第 1 条 本町における総合的な地域福祉の推進を図ることを目的として、竜王町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、竜王町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査および審議を行い、町長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 有識者
- (2) 保健、医療または福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命した日から計画策定までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 会議は、計画の策定作業を円滑に推進するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は委員をもって組織し、部会長は作業部会を構成する委員の互選により定め る。
- 3 部会長は、作業部会における作業の経過、結果等について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。



## 5. 竜王町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
第3条第1号 有識者	滋賀県社会福祉協議会	川嶋 二郎	
	関西学院大学 教授	藤井 博志	会長
第3条第2号 保健、医療または福祉関係者	東近江圏域成年後見サポート センターE-SORA	吉川 鐘子	
	看護師	新谷 朋子	
	民生委員児童委員協議会	小林 江里子	
	小規模多機能居宅介護 山かがみ	山下 京子	
	社会福祉法人 やまびこ福祉会	村居 寿人	
	NPO法人 スマイル	川部 由紀子	
第3条第3号 行政関係者	東近江健康福祉事務所	井上 広法	
第3条第4号 その他町長が必要と認める者	区長経験者	谷村 寛一	
	おいでキッズ（西川地区）	吉田 尚子	副会長
	保護司	吉川 元造	
	(株)近新	村田 大輔	

## 6. 計画策定委員会提言書

### 竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会からの提言

昨年度より、6回にわたり地域福祉計画および地域福祉活動計画の両計画の策定にかかる審議を進めてきました。

審議してきたこの2年間は、全国的にも少子高齢化、人口減少の局面に突入し、大きな転換期でもあります。

これまでの社会福祉は、家族同士が支え合い、地域の担い手が多数いるような社会構造を前提にしたものですが、これからは、世帯の単身化、担い手の縮小を想定した社会福祉に移行する時期を迎えています。

竜王町は、他市町に比べて家族の支えや地域のつながりなどの余力を残しているなか、来る変化を見据えて予防的に対応することが求められます。そのためには、新たな協力者とどうつながるのか、今ある地域の強みをどのように活かすのかを考えてきました。

一つ目の新たな協力者とのつながりについて、この計画では、竜王町と既に接点のある人たちに着目しています。その例として、昼間人口の多さを活かした企業への見守りの協力や、町外に住んでいる親族、いわゆる近居者と地域住民との連携などをコーディネートしていくことを推進していきます。

二つ目の地域の強みの活用として、まず、1万人強の人口規模、土地の豊かさ、住民と行政の距離が近いこと、困っている人をこぼれさせない網を持っていることが強みとして挙げられます。

今ある強みを活かしたうえで、その網をもっと緊密かつ強靱なものにしていく取組や進行管理などがこの計画の中で組み立てられています。

今回は、町民と行政との協働を重点に置き、住民の主体な取組を推進する地域福祉活動計画と目線を合わせるという意味で一体的に定めています。その中で、行政と社会福祉協議会の責任を明確にしたうえで、役割分担が図れています。

なお、公助の責務の例として、竜王町は相談業務の多くを直営で対応しており、一人一人に丁寧に関わる体制を継続していただきたい。また、職員の直接的なかかわりにより住民に安心を届けられるまちとして、相談支援を行う職員の人材育成にさらに力を入れていただくことを望みます。

また、共助の推進として、近隣住民の気のかけあい、民生委員児童委員活動、福祉委員の活動などを組み合わせた一体的な見守りあい、NPOなどの市民活動、企業との連携などの新たな主体とのつながりづくりが挙げられます。住民や民間の力をつむいでいくことは社会福祉協議会が負うところが大きいものがあり、社協職員の積極的なアプローチを期待しています。

最後に、少子高齢化・人口減少社会に多くの方が向き合っており、支えあう過程を通して、まちへの愛着や人口の定着にもつながるものと考えています。住民、社会福祉協議会、企業、各種団体、そして行政が協働し、この計画のスローガンであります“みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王”の実現を願っています。

令和5年（2023年）2月27日

竜王町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 藤井 博志

## 7. 用語解説

---

### あ

#### ◆アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に援助を求めてこない人に対して、積極的に働きかけて支援を実現させる活動のことです。

#### ◆アセスメント

解決すべき課題を把握することです。アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む)は、適切な支援関係機関に依頼するほか、本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、直接自宅を訪問したり面接を行う場合もあります。収集した情報は、アセスメントシート(標準様式)にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示します。

#### ◆NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織等と訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味します。平成10年(1998年)3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

#### ◆おたっしゃ教室

本町における公民館や集落センターなど身近な場所を活用した介護予防教室のことをいいます。地域により、日時や場所、内容等も異なり、体操やゲーム、歌を歌ったり、作品づくり、食事会など様々な活動を行っています。

### か

#### ◆家庭医

地域住民の健康のために働く総合診療医のことです。従来のような内科、小児科、皮膚科、婦人科等に分かれた診療ではなく、患者の性別、年齢、疾患、臓器にとらわれない、広く総合的な診療を一人の医師が行うものです。

#### ◆キャリアデザイン

職業人生を自らの手で主体的に構想・設計＝デザインすることです。

#### ◆キャリアラダー

キャリアアップのための“はしご(ラダー)”という意味です。はしごを昇るように着実に移行できるキャリア向上の道筋と、そのための能力開発の機会を提供する仕組みをいいます。

#### ◆協働

住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくことをいいます。課題に対する共感と行為に対する主体性を前提にしています。また、「共同」は二人以上の人と一緒にする(使う)ことをいい、「協同」は協力して同じ活動をするをいいます。

## ◆近助事業

災害等の非常時に必要な情報を適切に把握し、自力で避難することが難しい災害時要配慮者の方々を支援し、災害時に地区の中で被害を最小限に食い止めるため、協力者を募り、日頃から地域で支えあいの取組を行う仕組みです。

## ◆グループホーム

知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等が専門スタッフまたはヘルパーの支援のもと、集団で生活を行う家のことで、知的障がい者や精神障がい者が自立的に生活できるように組まれた生活援助事業としてのグループホームと、認知症高齢者等が認知症の症状の進行を緩和させるため日常生活に近い形で集団生活をする介護サービスの2つに分けられます。

## ◆ケースマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が迅速、かつ効果的に必要とされるすべての保健・医療・福祉サービス等を受けられるように調整すること。介護保険においてはケアマネジメントや「介護支援サービス」と呼ばれます。

## ◆子ども食堂

子どもを中心に地域の誰もが一緒に食事をすることで顔の見えるつながりをつくる交流活動をいいます。子ども食堂では、一緒に食事をするだけでなく、勉強や遊びを通じた世代間交流も行われます。

## ◆子どもの貧困

相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在および生活状況のことを指します。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことです。

## ◆コミュニティカフェ

地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称で、NPO法人や任意団体、個人を主体として運営され、飲食サービスを提供するとともに、近隣住民が集い、交流し、情報交換する場として機能し、地域活性化を図るものです。

## ◆コミュニティビジネス

地域課題の解決に「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

## さ

## ◆災害時要配慮者登録台帳

一人暮らしの高齢者や障がい児・者など、災害時において避難に支援を必要とする要配慮者の情報を把握、登録する台帳のことです。登録された情報は自治会・消防団・民生委員児童委員等で共有し、災害発生時における所在や安否の確認および適切な援助を行うために役立てます。

## ◆参加支援

介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものです。

## ◆支援会議

社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能です。

## ◆市民後見人

親族以外の市民による後見人のことで、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等を本人を代理して行います。

## ◆社会的孤立

虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者、不登校やひきこもり、頼る人がいない高齢者など、社会的に弱い立場の人が孤立することです。

## ◆社会的排除

人の意思や能力で評価されず、出身、特徴等の属性で不当に評価されることです。

## ◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

## ◆首長申立

身寄りがいない等の理由で、申立をする方がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市町村長等が法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立を行うことです。

## ◆少子高齢化

少子化と高齢化が同時に進行している状況で、出生率の低下により子どもの数が減少すると同時に、平均寿命の延伸により人口全体に占める子どもの割合が低下し、一方、65歳以上の高齢者の割合が上昇することをいいます。

## ◆小地域福祉活動

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、たとえば福祉委員会に代表されるような支援を必要とする人への見守りや声かけ、グループでの会食会、世代間交流等の活動や、保健・医療・福祉関係機関が連携して支援する活動のことをいいます。

## ◆自立支援ルーム事業

小学生からおおむね 20 歳くらいまでの人を対象に、不登校・行きしぶり等への相談・支援を行います。高校生以降の人には、自立した生活ができるよう、生活や就労に関する相談・支援を行います。必要に応じて専門の関係機関とも連携して、きめ細かで幅広いサポート体制をとっています。

## ◆身上監護

成年後見制度において、被後見人の生活や健康の維持、療養等について、たとえば住まいの確保、生活環境の整備、施設に入所する契約、治療や入院の手続を行うこと等です。食事の世話や実際の介護等は含まれていません。

## ◆生活保護制度

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

## ◆成年後見サポートセンター

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者の成年後見制度の利用を促進し、権利の擁護を図るため、成年後見制度の利用に関する相談や情報提供、成年後見制度の申立手続の支援、広報事業や啓発事業等を実施しています。

## ◆成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を不利益から守ります。平成 11 年（1999 年）12 月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成 12 年（2000 年）4 月に施行されています。

## ◆絶対的貧困

各家計がこれ以下の所得だと食べていけない、あるいは最低限度の生活を送ることができない、といった絶対的な水準を指します。

## ◆惣村（そうそん）

中世日本における農民の自治的・地縁的結合による共同組織（村落形態）を指します。惣（そう）ともいいます。

## た

## ◆多機関協働事業

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものです。

## ◆ダブルケア

育児と介護を同時に担うことです。

## ◆地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

## ◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19年（2007年）4月1日より「日常生活自立支援事業」に事業名称が変更されていますが、滋賀県では「地域福祉権利擁護事業」という名称を引き続き使っています。

## ◆中核機関

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」等の役割があります。

## ◆昼夜間人口比率

夜間人口（常住人口）100人あたりの昼間人口の割合で、100を超えているときは人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示します。

## ◆デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことです。

## ◆当事者団体

心身障がい、慢性疾病、アルコール依存症、被虐待体験など、同じようなつらさを抱えた者同士がお互いに支えあい、励ましあう中から、問題の解決や克服を図り、平穏な生活を再び取り戻すことを目的に集うグループのことをいいます。

な

## ◆任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

## ◆認知症

脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していくもので、「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」等があります。高齢者に限らず、若年性の認知症もあります。

## ◆認知症カフェ

認知症の人とその家族・介護者、地域で支える人々など介護に関わるすべての人の交流と憩いの場所です。

## ◆認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のことです。

## は

## ◆8050問題

子どものひきこもり状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親の高齢化に伴う収入減少及び病気や要介護状態になることにより、家庭全体が経済的困窮や社会的孤立に陥って生活が成り立たなくなる問題のこと。「80歳代の親と50歳代のひきこもりの子」という象徴的な年代から名称が取られています。

## ◆パブリックコメント

行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口での閲覧等により行います。

## ◆バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられます。また、情報のバリアフリー化とは、視覚や聴覚に障がいのある人でも支障なく情報通信を利用できるようにすることをいいます。

## ◆ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指します。他者と交わらない形での外出をしている場合も含まれます。

## ◆PDCAサイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のことです。

## ◆福祉委員会

「地域みんながいきいき暮らし続けられる」よう、身近な住民同士がちょっとずつ協力しあって取り組んでいる活動です。竜王町では自治会ごとに福祉委員会が組織され、福祉委員を中心に多くの住民の主体的な参加により、子育て支援から高齢者サロンまでそれぞれ身近な地域の福祉・生活課題に沿った小地域福祉活動が展開されています。

## ◆福祉有償運送

NPOや社会福祉法人等の非営利法人が、高齢者や障がいのある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。



### ◆フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄附する活動です。

### ◆フードパントリー

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のことをいいます。

### ◆保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

### ◆ボランティアセンター

ボランティア活動の推進機関です。ボランティア活動をしたい人と地域や福祉関係機関等からの要望をつなげる役割を持ちます。また、ボランティア人口を増やす様々な取組を行います。

## ま

### ◆民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の増進のために、常に住民の立場に立って、援助を必要とする人に対し、相談・援助活動を行っています。民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、地域の子どもや妊産婦、母子家庭等の福祉の増進、保健・福祉のために必要な相談・援助も行っています。さらに一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

## や

### ◆ヤングケアラー

法令上の定義はありませんが、一般的に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」とされています。

### ◆ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、施設や設備等にとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

### ◆要配慮者個別避難計画

令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

## ら

### ◆労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口は就業者と完全失業者を合わせたものです。

## 竜王町地域福祉計画・竜王町地域福祉活動計画

---

発行年月：令和5年（2023年）3月

編集・発行：竜王町 福祉課

〒520-2552 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口4-1 福祉ステーション1階

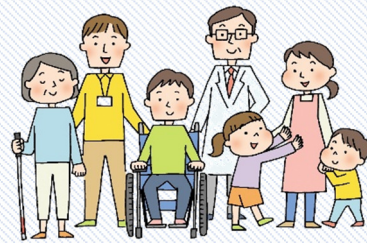
T E L : 0748-58-3705 F A X : 0748-58-8019

社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会

〒520-2552 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口4-1 福祉ステーション2階

T E L : 0748-58-1475 F A X : 0748-58-3739





みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王